

## 平成24年第3回嵐山町議会定例会

---

### 議事日程（第2号）

9月18日（火）午前10時開議

#### 日程第 1 一般質問

第13番議員 渋谷 登美子 議員

第5番議員 小林 朝光 議員

第1番議員 森 一人 議員

第9番議員 川口 浩史 議員

第6番議員 畠山 美幸 議員

#### ○出席議員（14名）

1番 森 一人 議員

2番 大野 敏行 議員

3番 佐久間 孝光 議員

4番 青柳 賢治 議員

5番 小林 朝光 議員

6番 畠山 美幸 議員

7番 吉場 道雄 議員

8番 河井 勝久 議員

9番 川口 浩史 議員

10番 清水 正之 議員

11番 安藤 欣男 議員

12番 松本 美子 議員

13番 渋谷 登美子 議員

14番 長島 邦夫 議員

○欠席議員（なし）

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	杉 田 豊
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

---

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
高 橋 兼 次 副 町 長	
井 上 裕 美 総 務 課 長	
中 嶋 秀 雄 地域支援課長	
中 西 敏 雄 税 務 課 長	
新 井 益 男 町 民 課 長	
岩 澤 浩 子 健康いきいき課長	
青 木 務 長寿生きがい課長	
大 塚 晃 文化スポーツ課長	

簾	藤	賢	治	環境農政課長
木	村	一	夫	企業支援課長
田	邊	淑	宏	まちづくり整備課長
大	澤	雄	二	上下水道課長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
内	田		勝	教育委員会こども課長
簾	藤	賢	治	農業委員会事務局長
				環境農政課長兼務

---

### ◎開議の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員でありますので、平成24年嵐山町議会第3回定例会第6日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎諸般の報告

○長島邦夫議長 ここで、報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。

---

◎一般質問

○長島邦夫議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順に従い、順次行います。なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め、100分以内となっております。

---

◇ 渋谷 登美子 議員

○長島邦夫議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1のエネルギー構造の転換に向けてからです。どうぞ。

[13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇]

○13番(渋谷登美子議員) それでは、通告書に従って質問をしていきます。

1番目のエネルギー構造の転換に向けてということですが、化石エネルギーによる大規模なエネルギーから地域分散型の再生可能エネルギーによる構造転換を第4の革命という。

現在のグローバル化社会による経済構造から、できる限り地産地消による食べ物、エネルギーの構造に転換し、新たな産業をつくり、雇用創出、海外に依存しない生活を求めることで嵐山町のまちづくりを立て直す必要があ

る。

全ての自治体が着手することで日本の持続可能性が保障できる。原発事故を誘発した経済構造をつくった世代の次世代への責任である。環境基本計画兼ストップ温暖化計画に含むことも可能だが、嵐山町のエネルギー政策を聞く。

(1)ソーラーについて、再生可能エネルギー特別措置法制定で、太陽光発電は1キロワット 42 円で売電できるため、ソーラーは施設建設後、5～6年で建設資金が回収できることより、企業等が参入に意欲的である。家庭のソーラーについては、既に補助制度もあり、価格競争により従来よりの70%で購入設置できるようになった。

今後、ソーラーの設置場所としては、①公共施設、②工場・物流施設、③低・未利用地、④耕作放棄地がある。

このような設置場所にソーラーを企業や市民団体が設置できるような新たな仕組みが必要である。早い段階での取り組みを求める。

(2)耕作放棄地へのソーラーの導入は、中山間地で耕作放棄地対策を行わなければならない嵐山町には、再生可能なエネルギーによる雇用創出のチャンスでもある。

農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業実施要領等を活用した事業展開も必要であり、政策としての取り組みを求める。

(3)木質バイオマス利用について、木質バイオマスの利用として、燃料と

してボイラー、暖房が一般的である。「生き生きふれあいプラザやすらぎ」のお風呂のボイラーをウッドボイラーに変更、ふれあい交流センターフリースペース、役場ロビー等にペレットストーブを導入し、エネルギー変更のきっかけとなる取り組みを求める。雇用創出も含め、近隣において木質バイオマス利用のための協議会の設置を求める。

(4) 公共施設のスマートグリッド化の試行を求める。

お願いいたします。

○長島邦夫議長 それでは、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 渋谷議員の質問にお答えさせていただきます。

質問項目1番の(1)についてお答えいたします。

埼玉県は、快晴日数が全国1位で、大規模な太陽光発電所、メガソーラーの設置計画が各地で進んでおります。嵐山町でも平成22年度、23年度の地球温暖化防止設備補助金交付実績のうち、太陽光発電システムに対し、49件に補助金を交付しております。なお、平成24年に入りましてからは、価格の値下げや1キロワット42円の売電等も相まって、太陽光発電システムが多くなってきている状況でございます。

県の試算によりますと、出力4キロワットの設備を200万円で購入した場合、太陽光発電による電気料金が下がり、売電収入も生まれ、国や県の補助金合計、約30万円を組み合わせれば、約15年で元が取れる試算にな

っております。

今後、公共施設や工場、物流施設の屋根を借りて太陽光発電をする「屋根貸し制度」の活用等の調査研究をするとともに、低未利用地や耕作放棄地については、農業での発電事業を促進するための事業法案が提出されておりますので、国の動向を今後注視をしていきたいと考えております。

小項目(2)番、耕作放棄地のソーラーの導入についてお答えをいたします。

先ほど小項目(1)でお答えをしましたが、農地法の特例等の法案が提出されておりますが、現在の国の資料によりますと、活用できる農地は、復元利用が不可能な耕作放棄地として記載されております。太陽光発電を行う区域には、復元利用が可能な農地を含んでおらず、かつ、国からの通知によれば、圃場整備をした区域の優良農地は、現に耕作放棄地になっても、太陽光発電を行う区域の対象外になっており、現実的には難しい内容となっております。

また、ご提案をいただきました「農林漁村再生可能エネルギー供給モデルの早期確立事業」では、土地、水、バイオマスといった資源が豊富にある農林漁村において、これらを活用した再生可能エネルギーの供給を行おうとする取り組みを支援し、モデル的な事業を育成する事業でございます。こちらについては、再生可能エネルギーに関する法制度がまだ整備されていないため、今後のエネルギー政策のことを研究しながら国の動向を注視し

ていきたいと考えております。

小項目(3)木質バイオマス利用についてお答えいたします。

かつての暮らしの中では、まきや木炭などが燃料の主役でしたが、40年ほど前からは、石油などをエネルギーとして大量に消費する社会に変わりました。しかし、近年、地球温暖化の防止、循環型社会形成などの観点から、木質バイオマスが注目をされております。

石油等をエネルギーとして利用しますと、地球温暖化の原因である二酸化炭素が大気中に放出されてしまいます。木材を燃やした場合、石油同様二酸化炭素が放出されますが、それはもともと樹木が光合成により吸収したもので、大気中の二酸化炭素の排出の抑制が可能となり、地球温暖化防止に貢献いたします。木質バイオマスは、環境に優しいクリーンなエネルギー源と言えます。町のさまざまな施設に関しましても、そうしたバイオマスエネルギーへの変更については今後研究をしていきたいと考えております。

また、木質バイオマス利用のための協議会に関しましても検討していきたいというふうに考えております。

小項目(4)番、公共施設のスマートグリッド化の試行でございますが、東日本大震災の後、計画停電、あるいはピーク需要対策、系統間連系など我が国の系統システムの問題点が明らかになりました。今後予想される再生可能エネルギーの大量導入を可能にするためにも、スマートグリッドの必要性が高まってきており、導入に向けた調査研究をしていきたいというふうに

考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 何かちょっと、私は、すごくこれに時間をかけて調査したので、がっかりだなというお答えなのですけども。

一つ、ソーラーについてなのですけども、ソーラーについては今、工場や物流施設というふうなこととか公共施設での貸し出しに関しましては、足利市が市民総発電力構想というのを持っています。神奈川県もそういったものを持っています、足利市ではもう既に屋根貸しを始めているのです。

嵐山町の屋根貸しというのをちょっと計算してみたのですけども。屋根貸しに関しては、公共施設ですけども、公共施設でいくと少なくとも神奈川県とか足利市の対象にしているような、具体的な対象とかそういうことではなくて、1,000平方メートル以上というので見ますと、庁舎、B&Gの体育館、それから図書館、そして花見台工業団地管理センター、玉ノ岡中学校校舎と、それから体育館、学校給食センターといったものがあります。こういったものに関して、もう既に神奈川県とか、それから足利市では実際に屋根貸しを始めているわけですよ。そうすると、嵐山町でもそういったことは十分できるなというふうに考えています。

学校に関して、これ屋根貸しというのを提案しなかったのは、このところに入れていないのは、学校に関しましてはソーラーをつけたら、夏だけです

よね。夏だけ、夏しか多分使わないと思うのです。ほとんどクーラーの関係で。そうすると、ほとんどは売電できますよね。そのときのその計算値というのはやっていないのですけれども、そういったことを考えると、学校でソーラーをつけて、それを冷暖房に使っていく。そして、その残ったわずかな期間ですよ、7月とか8月の。7月と9月のわずかな期間以外のものは売電できるわけですから。これは決して、学校に関して言えば、企業や民間NPO団体に貸し出しするという形ではなくて、嵐山町でやっていくことができるなというふうに思っています。

それで、ほかにもあるのですけれども、これ公共施設に関して言いますと、庁舎と健康増進センターと学校給食センターでは、全部屋根の面積だけをプラスすると、3,894平方メートルになります。これを1平方メートル、屋根はもっと複雑な形をしていますよね、切り屋根であったりとか、そしてみんな南側に向いている部分もありますけれども、屋根の場合は1キロワットとるのに7平米必要です。そうすると、551キロワットが今の単純計算でやると、とれるわけなのです。551キロワットですと、嵐山町の今の電力量が465キロワットで契約しているわけですよ、市庁舎の場合、市庁舎と健康増進センターで。そここのところでペイできるのです。

ペイできるから、逆に言えば、これは嵐山町の花見台工業団地にあるような事業者とか、そういったところに貸し出しをして、そして10年ぐらいの設備投資をした後は、お金が彼らのほうに利益として戻ってくるというふうな形

が計算できるわけです。そういった計算をしていかないと、嵐山町はエネルギー改革というのですか、第4の革命に乗りおくらせていく、そういうふうに思っています。常に研究とかいうのではなくて、どうやって嵐山町はそれを取り込んでいくかということが必要なのですよね。それに対して、ちょっとがっかりだなというふうにしたので、それを言います。

耕作放棄地の関係なのですから、確かに赤字ではないと今出せない形になっています。でも、赤字の土地というのは、遊休農地で使えない土地は 77 ヘクタールなのです。77 ヘクタールで、それで共有地というのを、嵐山町の共有地です、入会地、それが 66 ヘクタールあるのです。多分 66 ヘクタールというのは、どこにあるかわからないのですけれども、使えないほうとか利用すべきというふうな形になっていくと思うのです。でも、もともと入会地というのは、まきなどをとるための土地だったわけですから、今のエネルギーを使うソーラーのシステムに変えてもいいと思うのです。

これも計算してみました。単純に 66 ヘクタールの面積を計算してみると、工業立地だと 75%の敷地面積というふうな形になっているのですけれども、50%で計算すると、30 ヘクタール強になるのです。30 ヘクタール強に1キロワットの、これは保守管理が必要なものですから、面積を、1キロワットに必要な面積を 10 平方メートルから 15 平方メートルとしますと、3万 331 キロワットから2万 220 キロワットの発電量がとれるのです。

1世帯4キロワットの使用電力と仮定すると、嵐山町で 7,582 世帯から

5,055世帯がこの共有地でソーラーにした場合、その半分をソーラーにした場合できるということは、実際には嵐山町の全世帯の電力を賄うことができる。それは非常に単純な私の計算なのですから。

これは、8月29日の日経新聞に、ソーラーの面積とか、その設置費用と  
いうのを計算した結果なのですが、それで設備投資として日経新聞のを見  
てみますと、3万平方メートルの場合、設置費が6億5,000万円、造成費が  
300万円、配線費が2,700万円で合計6億8,000万円。ランニングコスト  
が1,500万円で、売電収入が8,400万円なのです。それを単純計算して  
いきますと、それを10倍すればいいわけですから、そうすると、嵐山町でも  
やっぱり10年でペイできる計算になってくるのです。こういったことを考えま  
すと、今の国の動向を見てからというのだと遅いのです。

もう国は、農山漁村における再生可能エネルギー発電の法案というのは、  
これは閣議決定しています。閣議決定していますけれども、この後どうなっ  
ていくかわかりません。ですけれども、今の東日本大震災の被災地にとっ  
ては、これは非常に重要な法律なのです。そうしないと、被災地が復興するこ  
とができないので、これはぜひやってほしいというふうな法案の一つな  
のです。そうすると、これはあらかじめ嵐山町でもこういった法案が出てくるとい  
うことを見据えて、さまざまな施策をつくって行って、国の動向ではなくて、今  
の形でもう再生可能エネルギーをどのようにして取り組んでいくかというビジ  
ョンをつくっていく、そういった必要性があると思うのです。

それで、今、環境基本計画兼ストップ温暖化計画を策定していますけれども、その中にエネルギー政策を加えてもいいかと思えますけれども、独自にエネルギービジョンを立ち上げてもいいと思うのです。ときがわ町では2004年でしたか、エネルギービジョンをつくっています。これが今これからの、嵐山町も中山間地ですから、エネルギーをつくっていくことができる地域になります。その中にそれを加えていかないで、どうして嵐山町が産業興しができるだろうか。新しい産業に向けて、まちおこしができるかどうかだろうかというふうに思っていますので、この回答に関しては、町長の回答に関しては非常に不満足であります。

という形で、ごめんなさい、一遍に最初やるのでしたよね、1個ずつ。

○長島邦夫議長 1、2を言っているよね、今。1番と2番をひっくるめて質問しているよね。

○13番(渋谷登美子議員) では、1番、2番を1つという形でいきたいと思えます。これでお答えをいただきたいと思えます。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 (1)と(2)のソーラーについてということ、耕作放棄地への導入ということですね。(1)と(2)のご質問をいただきました。

大変このエネルギーに関して、進んだ考えといえますか、そういう方向に行くといいなというようなご提言をいただきました。確かにそういうようなとこ

ろで、企業の中でも試行的に取り組みを、そういうことをやっているところもあるやに聞いております。

そして、最初のこのソーラーについてですけれども、屋根貸し、これは企業ではなく町でやっていくべきだという話がございました。そして、それについてどう取り組んでいくかということですが、先ほど答弁させていただいたような状況で今町としては見ていきたいということですが、今その屋根を公立、公共の施設、学校とかいろんな話がありましたけれども、そういうところにソーラーの施設を上に乗っけて、そのままで大丈夫なのかというような問題もあるわけですし。

それと、今言ったように、何年で元が取れるというようなことが、もしそういう形でいけば、企業がどんどん飛びついてくると思うのです。今一番困っているのが、企業が電源の安定的な供給がもらえないのではないかと、一番の心配のもとですから。そういうようなことを考えると、自分のところでもし自前でできるということになれば、もうどこでも飛びついてくるわけですけれども、なかなかまだ設備投資にはちょっとかかって、回収のところまで時間がかかってしまうというようなところで、企業立地を海外に求めるかというような状況のほうが今は進んでいるのではないかと思うのです、流れとして。

しかし、そうでなくて、今、議員さんおっしゃるような形の取り組みを、これから町も、特に国が先行的にそういうことをしっかりやっつけていかなければ、産

業の基盤が崩れてしまうわけですから、大変なことになっていくというのは予測ができます。ですから、そういう方向で取り組んでいかなければいけないというような気持ちというか、そういう方向は確かにありますけれども、今、嵐山町でそれだけの投資をしていくのが、一番予算の先行投資に使うのに電源の確保というのが一番かどうかというのは、ちょっと考える余地があるのではないかなというふうに思っています。方向としてはそういう方向に行かなければいけないというふうに思っていますが、そういうことです。

それから、66ヘクタールの耕作放棄地があると。そして、これを先行投資をして、そののところにづくっていったらどうかというお話でございます。優良農地はだめ、そして復元可能な農地というのもこれも外されているわけです。そして、やっていいよというのは、行ってごらんになっておわかりだと思うのですけれども、山のようなことになっている耕作放棄地ですよ。そののころを、これのメガソーラーをつくっていいですよという今の国の方向はそういうことだと思うのです。

しかし、山のところに行ってみても、嵐山町のそういうような耕作放棄地を見ていただくとおわかりだと思うのですけれども、そののところにいくのも大変だし、ましてそういうような状況になったところを、何かができるような更地にもとに戻すというのは、大変な労力と費用もかかるのではないかなというふうに思うのです。

それで、そういうようなところを、規制の緩和を国のほうでもっとして、規

制緩和をして、もっと違ったところも、そういう場所だけではなくて、違ったところも取り組みができるような方向転換を国がしなければ、地方はなかなか取っかかっていけないのではないかな。現状では、ちょっと厳しい状況なのではないかというふうに思っています。

しかし、先ほど申しましたように、産業の基盤というのは電気ですので、こここのところを国にしっかり方向性を出していただいて、そういうものを見て、自治体がそれに倣っていくという方向が早くとれればいいなというふうに思っています。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) これだと、いつまでたってもできないですよ。地方自治体が先頭をとっていかないとできない。それはいつも必ずそう思っています。

国は、今こんな状況で、何をやっているのかわからないような状況で、国を待っていてはだめなのです。国ではなくて自治体が行っていく。そして、その基盤というのがいろんなところでできているではないですか。足利市だってそうだし、本庄市だってそうだし、本庄はしっかりしていますよね。実際にモデル都市としてやっている。そういった形、国ができてからやっというふうな考えでいたら、自治体は何もできませんよ。

そして、少しずつでも研究して行って、そして何か補助金とかそういったものが出てきたときにアンテナを張って、それにぱっと飛びつくような姿勢がな

かったら、もう何も進んでいかない。それも、しかも地方交付税はこれからどうなっていくかわからない、補助金システムもどうなっていくかわからないという中で町の経営をしていくのですよ。それなのに、そういうふうな形ってありますか。

私が言っているのは、学校に関しては町がやっていくべきだろうけれども、ほかのものに関しては屋根貸しとして、屋根貸しに言えば、そうですよ。屋根貸しのシステムを初めてつくって、地域の工業団地や何かにある人たちは、ではこれを使ってやってみようか。そして、それに関してのファンドができていられるかもしれない。もうちょっとしたらファンドもできるのですよね、これによると。そういったファンドを活用しながらやっていこうか。そういった形のもを金融機関や事業者や行政、そして研究者、そういったものをまとまっつつくっていくようなシステムをつくらないと、6次産業なんていったって、6次産業なんかできないですよ。こんなのは本当に真剣になっていって、エネルギーが一番必要なのは、産業興しに必要なのはエネルギーですよ、土地とエネルギー。水もそうですけれども、それがなくて、それで、国の動向を待っていますでは、無理なのではないですか。そのところを伺いたいと思います。

それで、嵐山町でも少なくとも、人材が少ないかもしれないけれども、人材をつくっていく。必要などころには研修に出していく、そして嵐山町のエネルギービジョンをつくっていく。その中で、過疎地の問題などを解決していく。

過疎地、先ほども言いましたけれども、66ヘクタールの共有地があるので  
すよ。その共有地をどういうふうにしていくかというのを、そのうちのどのくら  
いが赤字の中に入っているのかわかりません。ですけれども、それは企業  
が入っていけば、そんなに難しいことではないはずですよ。

そういったものを考えてずっと見ていきますと、やっぱりそういうふうな形  
で取り組んでいるところもある。やり方として、今のソーラーのやり方ではな  
くて、なるだけ傾斜地でもレールを敷いて、仮に、簡単につくれるような研究  
をしている人たちがいる。そういった部分を抜いて、嵐山町で何もしていかな  
いで、では国の動向を待って、国のシステムができて補助金ができてからと  
いう形だと、嵐山町はおくれていきますよ。おくれていくというか、本当にま  
ます人が離れていく。

そういったエネルギービジョンをつくっていくための一つの、私は、町長の  
考え方をつくってほしいと思うのですけれども、その点について伺います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 町の考え方、そしてそういうものをつくっていく必要がある。  
おっしゃるとおりなのです。ですから、今言ったように、そういうことをやっ  
ていく必要は認めます。

しかし、今、嵐山町の現状の実力で、今おっしゃるような先行投資の財源  
がそのところに投入を、現在ですよ、今の状況でそういうことをやっていけ

る状況かどうかということなのです。ですから、そういうものを踏まえた上で検討を進めていって、そして嵐山町の状況に合った、一遍にどこまでできるかというようなことはわかりませんが、そういうことも踏まえて、今国の動向を注視をしていきたいということでもあります。

そして、企業が入れば、先ほどそういう屋根貸しをどうだという話がありますけれども、それと私が言っているのと同じことですよね。どういう方向になるか、国になるかというのと、企業が入れば。だから、入ればすぐできるのですよ。企業というものは企業ですから、そのところで生産が投資より上回るかどうかというものを見ていると思うのですよね。それで、しかもそのスパンがどれぐらいなことで考えられるかというのを見ていると思うのです。ですから、企業が入れば、確かにおっしゃるとおり、それで進むと思うのです。

しかし、今の段階では、なかなか入らない状況ですから、もう少し状況を見ながら、嵐山町の中でも先を見ながら、議員さんおっしゃるように、そういう方向で考えていかなければいけないと考えています。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 何度言ってもしようがないのですけれども、企業が入るような条件を整備していくということが嵐山町の仕事ですよね。それをしていないのですよ。例えば屋根貸しにするのだったら、足利市は屋根貸しをどういうふうな形でというのをつくって、そして事業者を提供しています。そして、事業者が公募して来ています。神奈川県もそうです。これは、

今年から始まった制度だからそうですけれども、始まったばかりですから。でも、そういったものを。過疎地に関してもそうですよ。企業が入っていけるような条件をつくっていかなくてはいけない。それができていないのですよね。

私が言うのは、入会地ですよ。共有地に関して言えば、それほど所有権の問題での争いというのはできなくて、もともとエネルギーのまきをとる場所ですから、共有地は。そういったことでのクリアが早いのではないかという形で出している。ですけれども、そういった形で国の動向を待ってつくっていくというのでは、では嵐山町はそういったものに対しての姿勢をとるか、とらないか。そのところを言っているのもあって、国の動向を待っていて、そして全部の条件が整備されていてというのでは遅いでしょう。そういうふうになりませんか。私はそういうふうに思いますけれども、その点について、町長はもっとアンテナを高くして、行政のアンテナを高くして、どこから情報を得てくるかということですよ。

嵐山町は、バイオマスエネルギーに関して、次になってしまいますけれども、いろいろな情報を、県からの情報もありますよ。県は、例えば事業者に関しては、2,000万円以上の、2分の1で2,000万円の補助を出すのですよね、2分の1で。それを使っていけば、ある程度のものはできるかもしれない。でも、そういったものも事業者に対しての情報提供というのがすごく弱いではないですか。逆に言えば、嵐山町がエネルギービジョンを持っていないために、そういったものの情報提供がない。今、多分、環境基本計画とスト

ップ温暖化計画策定中ですから、それは仕方がないのかもしれないけれども、含めるか、また別にそういったものをつくって、そして事業者に働きかけていく、町民に働きかけていく。そういった姿勢が必要なのではないですか。

私は、共有地だったら地域ごとに、共有地ではなくても、その何世帯かの分のエネルギーを、電力をとれるだけの土地があるなというのをずっと見て歩いていたのです。そうしたら、その部分の情報提供をしていく、そしてそれに対して少しファンド的なものをつくって皆さんにやっていく、知らしめていく、そういうふうな方向が必要だと思うのですけれども。その点が嵐山では、エネルギーに関しては全く国の政策、今までなかったものですから、集中的な、電力会社による電力しかなくて。それから、今やっと地域分散型のエネルギーをつくっていこうというふうな動きになっていますから、今の嵐山町ではそれは仕方がないのですけれども。

そういった方向に変えていくような一つのお考えというか、お答えが欲しいのですけれども、それを伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

先ほど来答弁させていただいていますけれども、考え方がないというのではないのです。そういう方向は、これからとっていかなければいけないと思うのです。それで、その先頭に国がしっかり立たなければいけないと思う

のですね。それで、それについてやっぱり地方でもそういうような考え方を持っていかなければいけないというふうに思います。

それで、重ねて申しますけれども、やっぱりそういう方向というのはわかるのですよ。アンテナをしっかりと上げなさい、そして勉強していきなさいということはわかるのですけれども、それを今嵐山町の財政規模のこの中で、そのところに一番重点を置いて投資をしていっていい時期かどうかと。

電源というのは、何しろ大切なこととよくわかります。そして、これが、電源がなければ企業活動というのは立ち行かないわけですよ。企業活動が活発化しなければイノベーションというのは起きない、おっしゃるように。ですから、雇用も、いろんな企業のいろんなことも起こってこないわけです。基本中の基本というのはよくわかりますけれども、今嵐山町の中で、アンテナは、研究はいろんなことやっていますよ。しかし、すぐこれに着手をしろということは、すぐではちょっとできないのかなというふうな感じを持っています。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 財源よりも何よりもビジョンがないと、どういふふうな形でやっていくというビジョンがないと進めないですよ。そのビジョンをつくるかつからないかということを書いて、それのお答えがなければ、行政も職員の人たちもそのビジョンをつくるためにどういふふうに動こうかというふうな動きがとれないと思うのですが、その財政というのは、あとアンテナを高くしていたら補助金を取ってくるとか、いろんなNEDOのものとかあり

ますよね。

そういったものをとるためのアンテナをつくるためのビジョンをつくるかつくらないか、その回答をいただきたいのですが。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ビジョンということで、それは今研究をいろいろしていきたいということで、そのビジョンの方向に向けて取り組みを進めていきたいというふうに思っています。というのは、毎日、国でこの間発表した、大変拙速な目的ができました、方向が。しかし、それでもう何日かたったら、それはちょっと難しいのではないかというような話になってしまっています。国でそういう根幹がずれているような状況にもなっているわけですがけれども、おっしゃるように国がと言って町が待ってられるわけではないので、やっぱり町は町でしっかりした考え方、取り組みはしていかなければいけないと思います。

しかし、そのところで、計画は今言ったような、国から流れてくるそういうようなもの。しかし、おっしゃるように進めていくのには、何より耕作放棄地に代って規制緩和が先に来なければ、取り組みがついていけないわけです。ですから、そういうようなものを見ながら、嵐山町に合った対策というものをアンテナを高くしてしっかり情報をとって、計画をつくっていきたいというふうに考えています。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 閣議決定で規制緩和とかいろいろ出てきているわけですね。それは、それを見据えながらビジョンをつくっていくということとはできるわけですよ。

私も大した知識があるわけではないけれども、インターネットで調べただけでも出てくるわけですから。そうすると、職員の人のもうちょっとそれ以上のものを研究していく。そういった姿勢をとるためには、国を待っているのではなくて、そういったビジョンをつくっていきますと、国の動向を見てではなくて。そういうふうな答えがいただきたいのですけれども、これ以上言っても仕方がないだろうと思いますので、次に行きます。

次ですけれども、木質バイオマス利用についてですけれども、燃料としてボイラー、暖房が一般的であるということに関しても、これも国の動向を見てですね。これもそうなのですけれども、既にペレットストーブなんていうのは民間でも入っていますし、まきストーブではなくてペレットストーブというふうに言いましたのは、ペレットストーブのほうが扱いが楽だからというふうに思っています。

今、お風呂はウッドボイラーでいいと思っているのです。お風呂に関しては、ウッドボイラーのほうが簡単であろうと。そんなに高い金額ではありません。実際にウッドボイラーは平成楼でもう取り入れているそうです。そういうふうな状況にありながら、嵐山町の公共施設ではそれを使っていない。特にふれあい交流センターのフリースペース、役場ロビーの、そのロビーです。

そこにペレットストーブを入れていくというのは、一つの皆さんに対してのアピールになると思うのです。

そういったことについて嵐山町では、これも検討するという形ではなくて、私はすぐにできることだと思っているのです、これは。予算的には100万円、200万円の金額がかかります、ペレットストーブを町に入れようと思ったら。でも、そういった形のものはこれからやっていかななくてはいけないと思っていますので、「やすらぎ」のお風呂に関してはウッドボイラーにかえていく。今度は、ボイラーが壊れたときにはウッドボイラーにかえていくという方向をしていくことで、嵐山町の中山間地、いわゆる森林の生産物を使うことができるわけですね。

そういったことに関して、今後の研修ではないです。それから近隣においても、木質バイオマス利用のための協議会の設置を求める。これも研究課題ではなくて、皆さんに働きかけていきますというふうな、各市町村に働きかけていきますというふうなお答えが欲しいのですよね。

ときがわ町ではエネルギービジョンがあって、それはまきストーブでした、まきの利用でした。でも、東松山市には、もうペレットを加工する会社があります。そういったものを見ていくと、嵐山町、この比企地域ではそういったものを使うことができるはずなので、そういったものの協議会をつくって、そしてそれを推進していくことで、木材やペレットを活用していく形で新たに里地、里山の利用ができるわけですよ。

そのために、木質バイオマス利用のための協議会の設置をお願いしたいのですけれども、それについての何かこれも非常にがっかりのご回答だったので、もっと積極的な回答をいただきたいと思うのですが。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

木質バイオマス、これは先ほど言ったように地球環境に優しい熱源であるわけです。実は、先日も山形のほうへ視察に行きました。そして、環境が山の中の町だったものですから、周り中にその製材工場があったりとか、要するに資源が豊富なのですね、バイオマス、木質の。そういうような状況で、いろんな公共施設の木づくり、木でできているようなものが多くて、そういうものを見させていただいてきたのですが、環境にそういうところは非常に恵まれていて、そして木のまま燃すわけですから、変換コストがかからないわけで、非常に安くできるというような状況で話を聞きました。

そして、今お話のペレット化、平成楼がというようなお話がありました。東松山に企業があるよという話も今お話ありましたけれども、私も承知しておりますが、そのペレットというのは確かに扱いやすいですから、まきを使うより。非常にいいと思うのです。しかし、それがいろんな形で爆発的に広がっていかないというのは、今おっしゃいましたけれども、器具が高い。それから、耐用年数が短いのではないかと、わからないのです、まだやっていない

から。いろんなことを考えて、なかなか変換ができていかない。

しかし、熱源がこういうような状況になってきましたので、これからはいろんな形で取り組みが進んでいくのだと思うのですが、そのペレットなんかにしても、安定的に供給が可能かどうかという、そういう状況というのがどこまで進んでいるのかというようなこともありますし、そのこのところの進みぐあいというのがいろんな形でこれから検討が必要なのではないかなと思います。

しかし、そういうものに今おっしゃるように取り組みというのは、どこからどういうふうな形で取り組んでいけるか、嵐山町においても取り組みやすい場所と、それから、どうなのだろうというようなところがあるわけですが、やりやすいところをそういうものに変換ができるかどうかも含めてこれから考えていきたいというふうに考えます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) ペレットや木材のまきの安定供給というのは、どう考えても比企地域でやっていって、そうすると、このところで不足していたらば、こちらの森林組合のほうからいただくとか、そういった協議がされていないと安定供給はできないわけですよ。

その安定供給のために、この近隣で協議会をつくって、そしてやっていけばいかがですかという話をしているのであって、少なくとも平成楼ではウッドボイラーにかえたわけですから、それが安定供給できるというめどがあったわけですよ。私は、そのこのことに関しては確認はしていないのですけれど

も、安定供給できる、そして石油のボイラーよりも、ボイラーととんとんぐらい  
でいけるというふうな感じのことがあったのだと思うのですよ。企業がやるに  
は、採算がとれなければ、それはできないですよ。企業がやるからには、  
採算がとれるという読みがあったのだと思うのですね。その採算がとれると  
いう読みをもっと深くしていくためには、嵐山町の比企地域の里山が木材と  
いうか、要するにまきとかペレットとかを安定供給できるような仕組みをつく  
る必要があるわけですよ。

その仕組みがつくれて初めて、ペレットストーブやまきストーブというもの  
が安定的に出てくるわけですよ。それをするために比企地域で協議会を  
つくってはどうか、比企地域って、近隣と協議会をつくって、そして進めていく。

私は、女性教育会館なんかのお風呂は、あれも石油ボイラーなのですが  
けれども、ウッドボイラーにしてもらえたらもういいだろうなというふうに何度か  
思っているのですけれども、ここ何年間か思っているのですけれども、そう  
いったやっぱり安定供給ができないだろうというふうに言われてしまうと、そ  
このところが交渉できないですよ。

そういった部分があるので、各近隣の市町村と安定供給できる体制をつ  
くっていく。そして、もしそういうふうな安定供給できるというのは仕事をつ  
くということですよ。まきをつくっていく、ペレットをつくっていくという仕事  
をつくっていくことになりますから、そういったものをつくるような場を、第三セク  
ターでも何でもいいですよ。そういった形をつくっていく。そういった試みが必

要なのですけれども、その部分が今ないのですよ。そういった仕掛けを嵐山町や行政が今していくのが一番いいのかなと思っているのです。

私の考え方、私の立場からは行政になってくるのです。ほかの市民活動をやっている人たちからは、市民のNPOとか、そういうふうな形になっていくかもしれません。ですけれども、そういった最初の協議会を立ち上げていく。それができていないで、では安定供給ができないではないか、だから嵐山町のそのロビーにさえもペレットストーブも置けない。ふれあい交流センターにもペレットストーブも置けない、まきストーブも置けない。それはないでしょうというふうに思うのですよね。

だから、安定供給させるためにはどういうふうな仕掛けが必要か。その仕掛けをどうやってつくっていくか。その部分が肝心なので、その部分のマネジメントができるような方を嵐山町でつくっていくしかないのですよ。マネジメントというかコーディネート。そういったものをつくっていかざるを得ないのですけれども、そのために協議会をつくって、協議会の中からそういったマネジメントやコーディネートができる人を探していく。そのくらいの力が今行政は求められていると思うのですが、その点についての考え方、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 オピニオンリーダーというのは当然必要なのです。意見の

先頭、いろんな考え方の先頭に立って、そしてそれが行政の中でできるもの  
ということであれば、そういうポジションもつくっていかなければいけないと思  
うのです。それは、おっしゃるとおりです。

それで、そのペレット化というのもちょっと前に話を聞いています、いろん  
な形を。それで、安定供給というような話を申しましたけれども、ほかの視察  
に行ったところなんかではそういうような状況は、まだたっぷり余っているも  
のだからできるわけですがけれども、こういう嵐山町なんかが囲まれているこ  
の比企丘陵、埼玉県、そしてその中の山にどれぐらい手が入っているかとい  
うのがあるわけですがけれども、そういうものの材木の動き方というような環境  
が、現状ですよ、現状はそういうところがあるわけです。ですから、そういうも  
のがどれだけ動いて、そして流通に乗って供給可能な状況になるのかとい  
うのは、まだ全くわからないわけです。

ですから、そういうところも含めて内部で検討を加えて、そしてそういうも  
のがまた必要になってきたら、いろんなところに話をかけていってという方向  
になると思うのですがけれども、まだそこまで内部の検討も進まないですし、  
今起こってきたような状況で、町とすると受けとめている状況ですので、なか  
なかまだ今おっしゃるような議論をもって、みんな来いよというようなところま  
でできないのが現状です。

しかし、やっていかなければいけないというのは、議員さん、おっしゃると  
おりであります。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 都市と農村コーディネーターとか、そういうふうなものがありますよね。そこでは、やっぱりどうやって過疎地のものを交流して産業を興していくかというのがあって、実際にそういうふうな動きをしている人たちはいるわけですよ。

なのに嵐山町では、そういったアンテナがちょっと弱過ぎるのかなというふうに思います。確かに山形県とか岩手県、葛巻なんか行ったら、それはもういっぱい山あるでしょう。ですけれども、嵐山町にとっても、それから比企丘陵にとっても里地、里山が荒れているというのが一番課題になっているわけですよ。その課題を解決するためには、やっぱり里地、里山の産物を使っていくような方向を求めなくてははいけない。

昔は、昔というか、多分戦後すぐの時代まではまきを使っていたわけですから、里地、里山の産物は使われていたわけですよ。それがなくなってきたのは、まだ50年、その程度ではないですか。30年、40年ではないですか。そうすると、それを戻していくという、戻していくのではないのですよ。新たな形で使っていくわけですから、それをつくっていくために、私は、そういったコーディネーター的な人を頼んでいろいろなことをやっていくにしても、やっぱりある程度嵐山町で1人の人をお願いしていくということもできると思うのですよね。

だけれども、それは町長の今のセンスでは、町長のセンスでは財政が足

りないというふうな感じですよ、今のセンスでは。私は、もうちょっと、そんなに金銭的にはお金はかからないかと、100万円、200万円でコーディネーターする人は探してこられるなというふうに思っているのですけれども。

その人のお話などを見ると、ウッドボイラーがどのぐらいで、どの程度のウッドボイラーがあって、ここにはこのぐらいのものが使えるというふうな知識を持っているわけですよ、私は知っているのですけれども。そういったものが使えるわけだけれども、そういったものを比企地域全体でやっていくことによって、比企地域って、この近隣とやっていくことによって初めて里山というのが、比企地域の里山というのが里山の産物を生かしていくような形になっていって、そして嵐山町のストップ温暖化計画なんかにも入っていけると思うのですが。

そういったことに対して、確かにそうだけれども、ではというところにとまっているのが今の嵐山町の現状ですよ。それを一歩進めていくためにどうしていくかというふうなことをずっとお話ししているのですけれども、どうでしょう。一歩進めるというご回答をお願いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 考え方、研究というのが進んで、その段階で一歩進んでいくわけですよ。しかし、今そういうような状況で、嵐山町はまだ大変残念ですけれども、そういう今の状況です、話している状況。

これ埼玉県の場合、バイオマスの利活用の推進計画というのが平成24年3月、できたのがです。それで、それを見ますと、バイオマスの利活用の課題というので大きく出ているのがライフサイクルアセスメントという、何か初めて見るのであれなのですけれども、要するにバイオマスエネルギーを変換、製造、流通なんかがいろんな段階で起こるわけですけれども、それらを活用してエネルギーをつくる。それで、そのトータルで二酸化炭素の排出量が、移動したり製造したり流通をしたりする段階で、どちらがあれかというのがライフサイクルアセスメントだというそうなのですが。

そういうことを考えたりとか、そういうのもやっぱりどれだけ材木を山から出してどうするとか、どここのところに持って行って機械でどうするとかいうようなときに、化石燃料のエネルギーをどこまで使わなければそういうことができないうか、このバランスもやっぱり考えてやる必要があるというのがバイオマスの課題というので書いてあるのです。

ですから、いろんなところを研究をしないと、勉強しないと、すぐすぐというような状況にまだ嵐山町は行ってないというような状況だと。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) ストップ温暖化条例をつくる時もそうだったのですけれども、職員がとても足りない、不足しているということは現状ですよ。政策に職員が回れない、回すことができないということが現状だったわけですよ。

なので、協議会みたいな形をつくって、そしてその中で職員が入って行って、実際に嵐山町でやっていくといっても難しいわけですから、そういった中に入って行って、そして有識者を呼んで、有識者というよりももちろん本当に専門性のある人ですよね。そうした人たちと一緒にこれを、比企地域全体を考えて、その中で嵐山町ではどうするかというふうな形で進めていかないと、このままだったら、これはできないできない、今の状況で終わりというふうな形になっていくと思うのですけれども。

それについて、一歩進むために近隣市町村に呼びかけてみて、そういうふうな形はというふうな形ができないのだったら、嵐山町でそういったプロジェクトチームをつくっていく。そういったことが必要だと思うのですが、その点について伺います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 重ねて申しますけれども、そういうものの取り組みの必要性というのは、全くおっしゃるとおり認めております。

しかし、今すぐすぐ、どこまでできるかと、知識も何もないわけですから。ですから、いろんな情報を集めた中で、それでこういうライフサイクルアセスメントなんていう考え方なかったです、大変恥ずかしいけれども。このバイオマスを使って電気を起こせば、それでいいではないかというような感じになるわけですが、いや、そうではないのだよと。それを起こすときに、材

木を山から持ってきて、それをトラックで搬送して、それを製品にしてまきにして、それを使ってどうするこうするという。それでかまをつくる。そのかまは、どういうところでどうだと。

それには、今までの化石燃料のエネルギーというのは、どれぐらい使っているのかというようなことなんていうのは全く想定なかったのですが、そういうことも含めていろいろ研究、勉強をしていかないといけないかなというふうなことを思っています。それから、おっしゃるようなところに取り組みが進んでいくのかなというふうに思っています。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) では、期限を切っていただきたいと思うのですが、けれども、勉強、研修というのはどのくらいかかるのですか。それをはっきり決めてもらわないと、いつまでたっても期限を切ることがなくて次に進めないのですけれども、それはどのくらいかかりますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えします。

来月の15日というようなわけにはいきませんので、しっかり取り組んでいきたいなというふうに考えています。日にちを何月何日なんていう、とてもそういう状況ではない。ですから、できるだけそういうものに取り組んでいきたいという、現状ではそういう状況でございます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) それだと、できないですね。スケジュールという、スケジュールをつくって、そしてここまでにこれをやっていくというのが行政計画ですね。行政計画をつくらないで、できるときになんていう、状況を見て、そういうふうな形になったらやりますというのでは、できないですよ。

1年とか2年とか区切って、そこに集中的にやっていくとか、そういった考え方がなかったら、第4の革命というエネルギー革命に乗る。嵐山町は、国の後追いをしていく形になっていきます。国の後追いをしていって人口減少になっていっても、それでもいいですけども、そうではない形で、人を雇用していくようなシステムをつくらなくてはいけないわけですよ。そういうふうな形のとときに、この答えはないだろうというふうに思います。

次に行きます。公共施設のスマートグリッド化の試行を求めるということですけれども、これはスマートグリッドは既に役場庁舎だと、デマンドコントロールをしているからとかいうふうな形で言われるかとも思うのですけれども。例えば北部交流センターやなんかに太陽光発電を設置してみて、そしてそれでその中から嵐山町で今必要になっている移送サービスなどをやってみて、そういった蓄電をやっていくというふうなシステムですよ。そういったことを試行的にしてみてもどうかということなのですが、これについても何か余りいい感じではないかと。導入に向けて研究ですか。ちょっとなと思って。それは、今までも、今の状況というのが、3.11以後、日本で何が求められて

いるかということに関しての行政のセンスが変わっていかなくてはいけないのだけれども、その変革がされていないというふうに思います。特に地方自治体では、これが一番必要なことなのです。

海外に今企業が行っていますけれども、今海外でも再生可能エネルギーのプロジェクトをつくっていますから、日本がそれに乗っていかない、国ができていなくて。自治体に乗って、自治体が既に手を挙げなければ、みずからやっていかなければ、そういった再生可能エネルギーも海外にみんなとられていく。その研究とか新たな企業開発です。そういった形になってきています。それを逆に言えば、国民総発電所みたいな形のスマートグリッド化を嵐山町でもやっていって、それを試行していく中で、いろいろなエネルギーに対しての雇用や、それに付随する雇用もできてきます。

試行的に、スマートグリッドの試行をというのはこれも、私は、もうちょっと先進的な回答がいただきたいのですけれども、これも無理でしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 申すまでもないわけですがけれども、このスマートグリッド化というのが何でこれ出てきたかという、この再生可能エネルギー、風力だとか太陽光だとか、いろんなものがあるわけですよね。そういうものが入ってきて、電源がどれだけ確保ができますか、ありますか。そして、使うのはどれだけ使いますか。そして、それに合った形で調整をしていきたいと思います。

電力インフラと、それから通信の、これ一緒にやっていったら節電ができるのではないかという発想でここに出てきたのだと思うのです。

ですから、この根底にあるのは、複数のこの分散された電源というのがあるというのが前提なのですね。だから、それを、細かいものをこれぐらい今うちでは、工場ではこれぐらい使っている。ですから、このところでこれぐらいのものをやれば間に合うのではないかということだと思うのですけれども。

今、東京電力から来た電源、それを中心的に現状では使っているわけです。しかし、これから売電のあれがこれだけふえてきているということになってきますと、取り入れというのはいろいろ出てくるでしょうから、当然そういうものに取り組んでいかなければいけないというふうに思います。

しかし、どこのところまで今嵐山町で取り組みをするべきか、できるべきか、やるべきかというのは、ちょっと意向に沿わないかもしれませんが、やはりこれを検討していかなければいけないかなと思っています。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 検討されるのは結構なのですが、検討、検討で、ずっと検討していたら進みませんから。

私は、特に思うのは、移送サービスなどもありますので、電気自動車を、自動車を蓄電にして、そして電力を使っていく。そういうふうなシステムを嵐山町がつくっていく。今、いろんな、少しですけれども、先進地域でやっぱりやっていますよ。そういったものを始めて、やっと嵐山町がエネルギーに対

して地産地消ができる。そういった地産地消のきっかけになっていく、そういうふうにするのです。

今の形だと、これはエネルギー革命におくれていきますよね。もともと嵐山町は非常に保守的な町ですから、全てにおくれていくというのはもう現象としてあるわけですが、そうではなくて、この雇用創出とかそういったことを考えたときには、やはり花見台工業団地もあります。そのところでそういった事業者の持っている考え方もあるので、考え方ではなく持っている情報ですよ。持っているものもあるので、そういったことをかりながら、嵐山町でも公共施設のスマートグリッド化を進めていく。

これは、また何年も何年もかかる、1年、2年でやってみていくというふうな方向が今必要になっているわけですよ。それがなくて、いつまでもいつまでも、だらだらだらだら年月を切らないで、ここで検討してみようというふうな形では進まないと思うのですよ。その点について伺いたいと思います。

だから、ある程度期限を切って、このところでこれならやっていけるだろうというものを、めどをつくってやっていく。目標を定めてやっていくというふうな取り組みの仕方が今必要だと思っていますが、その点について伺います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるとおり必要なのです。必要なのですけれども、これから今検討をしているところですので、いつまでというのは、現状ではちょ

っと厳しい状況です。

しかし、言っているように、だらだらだらだらというような状況では国の、国もそうですし、今、私たちを取り囲んでいるこの社会の状況というのはそういう状況でないのは誰もがわかっている状況ですが、だらだらだらだらというような状況ではないと思います。

そういう中で、嵐山町はどここのところが、このスマートグリッドだけではなくて、さっきのいろいろソーラーも含めて、いろいろなものにどうやって取り組んでいくかというのをしっかり町全体でいろいろなものを考えていかなければいけない。そういうときに来ているというのはよくわかっておりますので、だらだらではなく取り組んでいきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 環境基本計画兼ストップ温暖化計画は、25年3月までに策定することになっています。そうすると、その中にある程度のものを入れていただきたいと思うのです。エネルギービジョンを出すことができないのならば、そうしたらそれをその中に入れていく、そういった姿勢が必要であると思いますので、その点について答弁をいただきます。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今お答えしたように検討を進めていって、つくるべき計画には、どこまでどういうことができるのかも含めて勉強していきたいというふ

うに思っています。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 次に行きます。

○長島邦夫議長 一般質問の途中ですが、この際暫時休憩いたします。お  
おむね10分間。

休 憩 午前11時04分

---

再 開 午前11時15分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

渋谷登美子議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項大項目2の生涯学習施設のあり方についてからで  
す。

渋谷登美子議員、どうぞ。

○13番(渋谷登美子議員) それでは、生涯学習施設のあり方について、  
生涯学習施設は町民が主体となる施設としての展望が必要である。

(1)番目として、ふれあい交流センターにはフリースペースが設置され、  
コミュニティ空間の一つとして活用されている。ボランティアコーディネータ  
ーによるしゃべり場が月に2度程度開催されているが、周知されていない。  
コミュニティスペースとして、カフェ的な要素も必要であるが、見解を聞く。

(2)番目として、印刷機等の利用については、要綱を作成し、枚数制限・

内容制限(営利や政治活動を除く、区の利用は無料)、そういった内容制限をやめて合理的価格設定による有料利用を求める。

(3)番目として、図書館は、生涯学習施設として、人と人、情報の出会いの場である。

アとして、図書館にフリースペースの場を設け、必要な場合、飲食を可とすることを求める。

イ、本や知識を通じた人の空間として、管理的でない対応を求める。

ウとして、1階は湿気が多くてちょっと残念なのですが、成人の図書館利用、児童・若者の図書館利用を考慮し、町民運営的要素のある児童図書室の開設、子供への企画事業の活発化を求める。

エとして、図書館においては、文献購読等の講座を開催し、生涯学習講座の活発化を求める。

(4)ですけれども、町立吉田集会所について、町立吉田集会所は、事業は町民に知らされることなく、吉田1区、2区のみに関覧板で周知されている。社会的同和解決を目的とするのであるならば、開催事業の町民への周知並びに町民への公募を求める。

特定の地区のための事業の開催は、その合理性に欠ける。解決を求める。この特定地区というのは、吉田1区、2区のほかに農協の第9支部というのを特定地区としてわざわざ指定して、限定した事業を開催していることがあります。

現状は、年3回開催されている部落解放同盟埼玉県連合会の、すみません。これは、一つ文章があります。対市町村交渉の中で行われているわけですが、その活動拠点としての要請を受けた事業といえ、施設改修も部落解放同盟埼玉県連合会から求められています。

特定団体に公共施設のあり方を左右される現状は不公正であり、町の施設としての判断を求める。

○長島邦夫議長 それでは、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

質問項目2番の(1)についてお答えをさせていただきます。

現在の利用状況については、渋谷議員のご指摘のとおりであります。今回、9月より102 会議室をボランティアルームに変更いたしました。

おしゃべりサロンについても、リースペースからボランティアルーム内へ変更をいたしました。多くの方が交流を目的に気楽におしゃべりしていただくよう、さらに環境を整えるとともに、多くの方にご利用していただくため、センター内の案内及び広報等で開催日等の案内をすることとしておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、カフェ的要素は、今後の状況を見て、現在ではまだ考えておりません。

印刷機等についてお答えさせていただきます。印刷機の利用につきまし

では、各種団体の皆様にサークル活動や行政区の運営、防災組織の運営等、地域活動等において、用紙を持参の上、ご利用いただいております。

町民と行政の協働による調和のとれたまちづくりを進めるためには、地域コミュニティ活動の活性化が大切であると考えております。地域コミュニティの活性化を図るため、町といたしましては自治組織への情報提供、また地域活動の支援を行うなど、地域住民の主体的な活動の活性化を支援していく必要があると考えております。

また、交流センターを生涯学習、社会教育の拠点として、さまざまな文化活動を支援し、個性ある住民活動を推進し、充実させていくことも重要と考えております。

従いまして、印刷機の無償貸与につきましては、これら各種団体の皆様の活動を多少の経費的な面での支援を考えておりますので、現段階では要綱を制定し、有料化を図ることは考えておりませんので、これもご理解とご協力をお願い申し上げます。

図書館についてでございます。初めに、アについてお答えをさせていただきます。図書館内は、原則飲食禁止となっておりますが、1階ロビーでの飲食は認めております。なお、ごみの持ち帰りをお願いしております。また、フリースペースにつきましては、1階の多目的室2をフリースペースとして開放しております。

次に、イにつきましてお答えをいたします。本や知識を通じた人の空間と

して、管理的でない対応とのことですが、館内においても開架ルームや視聴覚室、多目的室といった利用目的によって全く違った利用空間があるわけで、フリースペースとして利用する部屋などは、利用者が自由に利用できる管理的でないスペースと思われます。今後も利用しやすく、皆様に親しまれる図書館になるよう努めてまいります。

続きまして、ウについてお答えをいたします。町民運営的要素のある児童図書館、図書室の開設につきましては、現在予定はありませんが、図書館の利用促進を図るための図書館ボランティアの育成や図書館協議会等で検討をしております。

続きまして、エについてお答えをいたします。文献購読等の講座の開催につきまして、ふれあい交流センターで開催をしている文学講座と内容的に重複するので、ふれあい交流センターの講座で対応をしております。図書館では、各種行事を発展させるための読み聞かせの技術向上などの講座を今後企画をしております。

(4)町立吉田集会所についてお答えをいたします。

吉田集会所の「ふれあい講座」は、吉田地区の一般成人の方を対象に、差別や偏見のない明るい地域づくりを推進、さまざまな交流を通じての人権意識の高揚、教育・文化水準の向上を目的に、健康ダンス・手芸教室、探訪研修、交流事業などさまざまな講座を開催しております。ご質問の町民への周知並びに公募につきましては、今後検討しております。

また、特定の地区のための事業の開催は、その合理性に欠けるとの質問ではありますが、講座開催の目的、あるいは差別の歴史について見たとき、開催の意義、合理性はあると考えております。

吉田集会所は、「ふれあい講座」等の集会所事業での使用や、災害時の避難施設にも指定をされております。公共施設としての安全性を確保し、使用者の安全確保、避難所としての安全確保を図るため、今年度耐震診断を実施しておるところでございます。

今後の施設のあり方につきましては、耐震診断の結果を見まして、町として総合的に判断をまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) ふれあい交流センターのフリースペースに関して、おしゃべりサロンはボランティアルームで行うということになりますと、非常に人が入っていきにくくなるかなと思うのですけれども。ふれあいスペース、そのフリースペースで行っているからこそ、まだ人が入ってくるという感じはしますけれども、それをわざわざボランティアルームにというふうになされたのは、何か理由があるのでしょうか。

それと、カフェ的な要素なのですけれども、今はお茶を出して、何とかお茶を出していただいているという感じはするのですけれども。このところで、人と人が触れ合うためにおしゃべり場を出すわけなのですけれども、そのとこ

ろをボランティアルームで行うというのは、私は、ちょっといかがなものかなというふうに考えているのですが。

でも、カフェ的な要素というのは、そういった意味で、人と人が触れ合うためにそこにフリースペースがあって、それでそのためにカフェ的な要素があったほうが、人々が、来る人が交流しやすいのではないかというふうに思っているのですけれども。現状ではそういったことの解消ができていなくて、またボランティアルームでというのはいかがなものかと思うのですが。

カフェ的なものに関しては、今後の様子を見てということですが、これですと、かえって、今ボランティアルームはボランティアルームでいいと思うのですけれども、フリースペースがかえって縮小した感じになると思うのですが、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今まで使ってきた中で、そういう状況のほうがより効率的な活動ができるのではないか、事業ができるのではないだろうか、意義が深まるのではないだろうかというようなことで開催していただきました。

これも固定的なことではありませんので、これからどういう形で皆さんのご意見が出るかわかりませんが、そういうものも参考にこれからもしていきたい。そして、このおしゃべりサロン、これも毎月第2・4の 11 時から1時間程度開催しております。というのは、10 月の広報紙の記載記事なのですが、

「ご存じですか？おしゃべりサロン」ということで、こんなような記事も出させていただいています。

そして、今後、15分程度の「みんなのプチ講座」、内容の例、肩もみ体操、楽器と一緒に歌おう、落語を聞こう。このようなプチ講座、こういうものもやっていこうというようなことで、より活発なといいますか、活性化された「おしゃべりサロン」になればということで、場所も変更をしてみたということでございます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) それでしたら、それは今後の様子を見てということですけども。

次に、印刷機の利用なのでですけども、印刷機は全ての住民団体に無償にはなっていないですよ。全ての住民団体に関して無償にしていくというふうにするのであるならば、それなりの要綱なりが必要だと思うのですが、有償にしないというのは、有償にしないだけの理由があると思うのです。

でも、そこからはじき出されている住民団体があります。そのことを問題にしているのであって、そうすると、コミュニティー活動をしていても有償にされない人たちもいるわけで、その人たちも無償にしていくのならば、枚数制限もなく無償にしていくという前提があってこのお答えがあるのならばいいのですけれども、そうではないわけで。

そこについてのことを伺っているのですから、全てのことに無償で

行うということをご自分で言うだけでいいのです。そうではないわけですね。そのことについて伺います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時28分

---

再 開 午前11時29分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

印刷機の関係でございますけれども、今のふれあい交流センターのほうでございます。役場の庁舎のほうにもあるわけでございますけれども、今、渋谷議員さんおっしゃったはじき出されている団体というのは、不特定多数の方に、枚数も何千枚から1万、2万という数を印刷されている方だと思いますけれども、そういった団体にはお貸しをしていないというのが現状でございます。その辺はご理解をいただきたいと思っております。

その他の一般的なボランティアの団体、そういった方については、そういった規模の印刷ではございませんので、貸しているのが現状でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 町民活動の中でも、情報提供をしなくてはいけない活動をしているグループとかいろいろあります。これからもNPO活動を進めていくグループも出てきます。そういった人たちに対して、有償でもよいので貸してというふうな形の1つのスタンスがあればいいわけですし、全て無償でないと使えない、そして全てボランティアでなければできない、そういうふうな形だと、NPO活動は縮小していきますよね。その問題を言っているのであって、例えば1つのグループが勉強会をしますとします。そうすると、資料が必要になってきます。20ページのものを50部つくったりすると、もうそれだけで大変な量になってきますよね。それを全部自分たちの費用でやっていくというのはとても厳しいものがあるので、有償にして、そして町民にも貸し出していく、そういうふうな形がこれからは必要だと思っているのですけれども、和光市においても、それから一応市民活動センターという形のところでは、さまざまな形でそういった市民活動への協力をしています。それをしないで住民活動というのは進んでいきませんよ。町がオーケーとする活動だけを、町が了承していただだけの活動団体だけに無償で配布していくというのだったら、それは公平性というのに欠けてくると思うのですね。

どうしても1,000枚、2,000枚、3,000枚刷らなくてはならないような状況があるときに、それをしてはいけないというふうに言う。そして、それをほかのところでやってこなくてはならないというふうな状況にしていくのは非

常にまずいと思うのですね。その点についての考え方をはっきりさせるために有償で、そして合理的な金額であればそれはいいと思うのですけれども、そのような形をとることができないのか、どうしてそれは、無償の団体というのは一定のものしかできないのか。そういうふうなことの差ですね、そのところをはっきりさせていただきたいと思うのですけれども。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

議員さんがおっしゃっている団体につきましても、例えば10部、20部、30部、そういったような資料でそれを検討する、そういった場合には使っているのだというふうに思います。

ただ、今先ほども申し上げましたように、毎月定例的に何千部という形で印刷されるような場合、それも不特定の皆さん方に見ていただくために印刷をしていると。そういう状況を考えたときに、やはりそういったものについては、その団体でお考えになるべきものであろうというふうな考え方でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 枚数制限をして、例えば5,000枚以内とかそういうふうな形にして、そして有償で印刷機を貸していくというふうな形にして

いかないと、NPO団体というのはそういうふうなものが必要なものですから、そういった活動をしていく団体は必要なわけですから、それをしていけないという形のものは、嵐山町はNPOを育てていくとか、市民活動団体を育てていくというのから一歩後退しますよね。その点を言っているのですけれども、そこら辺についての協議がないですよ、今のところ。それについてはどのようにお考えなのでしょうか。町長、伺います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 この点については、ちょっと検討してみたいと思っています。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) では、次に行きます。

3番目になりますけれども、図書館の問題ですけれども、フリースペースというか、ロビーでは飲食ができる、1階のロビーで飲食をしている人を見たことがないのですけれども。もう少しフリースペース的に形を整えてあげて、そこにテーブルと椅子があるというふうな形のセッティングが必要だと思います。そうしないとゆっくりできないですよ。椅子でこうやって食べていくという形。その点はいかがでしょうか。

それから、イですね。本や知識を通じた人と空間としての管理的でない対応を求めるといふ形なのですが、実際に管理的な対応をされていて非常

に不愉快な思いをされている方が何名かいらっしゃいます。そのためにこういうふうな形のことを言っているのもあって、そういった声は職員の方は聞いていると思うのですが、管理的な対応でないような対応を職員に指導していただけるかどうか、伺いたいと思います。

次に、これ児童図書室ですよ。今の段階では、企画がない。

○長島邦夫議長 一問一答ですから、それだけでお答えをもらうようにしましょう。

○13 番(渋谷登美子議員) 3項だよ。全部一緒にやっていいのではないですか。

○長島邦夫議長 わかりました。どうぞ。

○13 番(渋谷登美子議員) 1階の児童図書室についてなのですけども、私はこれは、本当に見ていて必要だなというふうに考えています。分けてあげた方がいいのではないかなというふうに思っています。その上でいろいろな企画事業をしていくべきだというふうに思っているのですが、それについてはどうでしょう。今後考えるということですけども、今の場合、今の嵐山町は、事業に関しましては、貸し出し業務だけが非常勤職員が対応していると思うんですけども、そうではなくて、児童のことに関して、もうちょっと企画事業なんかも、非常勤の職員の方がやっていくようにして行って、ボランティアではなくて、そういった形にしていけないと発展していかないのかなというふうに思っています。

特に嵐山町、少子化が進んでいますから、その部分でもう少し子供に丁寧な対応が必要なのではないかなと思うのですね。ボランティアでというのはちょっともうやめて、企画事業も一緒にやっていけるような児童図書室があったほうがいいと思うのですね。司書の方は交代していきますよね。でも、司書は司書として嵐山町の図書館にいろいろな事業をしていただきたいと思うのですね。非常勤の人が貸し出し業務だけを行っていくという形ではなくて、司書の資格を持った非常勤の職員の方もいらっしゃるわけだから、そのところでもうちょっと児童図書事業というのをやっていくべきだと思うのですね。科学教室とかいろいろなものがいろんなところで展開されています。それも含めて考えたほうがいいと思うのですが、この点について伺います。

その次に、図書館についての文献購読ですけれども、図書館での文献購読、文献購読なんか図書館講座として、そして行っていくべきだと思うのですね。ふれあい交流センターの事業として行うのは、私は本来の図書館とふれあい交流センターの分け方としては間違っていると思うのですね。そのところが、教育委員会から図書館事業が町長部局になったというところの1つの欠点とも言えるし長所とも言える部分だと思うのですけれども、でも、こういった文献購読は図書館でやっていて、図書館事業をもっと展開させていくという、図書館を本の貸し出し業務に終わらせないということも必要だと思うのですが、伺います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 図書館についていろいろ細かい質問をいただきました。

そして、一番最初に、管理的でない対応をという質問でございました。民主的なといいますか、利用者の意見が通る、風通しのいいといいますか、そういう状況の中でどういうふうにしたらいいのかというのがあるわけですし、町でこうするああするということも、これも基本的には必要ですけども、しかし図書館協議会なんかあるわけですよ。そのところで、いろんな図書館について問題が出てきたり、使い方の案が出てきたりというようなことが出てきたら、ここのところでやっぱり検討していただくのも一つのあれかなというふうに思うのですね。

いろんなご意見が出てくるわけですので、やはりそのところをこういうふうにする、ああいうふうにするというのはどうなのかなというような感じもします。ですので、民主的に風通しのいいような形にするには、こういった図書館協議会等で細かい内容について議論をしていったらどうなのかな、そんな感じがいたします。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) それは、では図書館協議会がもう少し皆さんにアピールされて、「こういうふうな形で図書館協議会を、いろいろなことを話し合いますのでご意見どうぞ」というふうな形の情報提供を皆さんにしてください。

以上です。

次、町立吉田集会所ですけれども、町立吉田集会所の条例によりますと、吉田地区の皆さんのための集会所とはなっていません。嵐山町全体の集会所となっています。嵐山町全体の社会的同和を解決する場所になっていますが、ところが、私たちにとってもそうです。広報でも出てきません。そして、どのような形の活動がされているか、嵐山町の議員も知りません。そうですよね。誰も知らないような状況になっています。

これはなぜかといいますと、平成 21 年第 2 回嵐山町吉田集会所運営委員会の記録なのですけれども、「ふれあい講座吉田地区のみです。これを広げていくことが目的が薄れているからと思っています」というふうに書いてあります。それがどんどんありますよね。そして、23 年度の第 1 回の集会所運営委員会です。「募集の対象はどうなっていますか」「吉田地区の方に町の広報と一緒に配布して募集しています」という形で、吉田地区の以外の人には知らされていない状況なのですよね。

では、その状況の中で何が行われているかということですよ。そうすると、何が行われているかというと、カラオケだったり健康ダンスだったり、そして今回は、21 年度から、健康教室といって、農協の第 9 支部に限定された方のみを対象とした講座を行っています。こんなことってありますか。これは、どうしてそういうふうなことができるのですか。嵐山町の行政が特定地区の人を特定の講座にということとは、特別視するという形ですよ。それは逆差

別というふうに見えると思うのですね、私は。

こういうふうな講座を行っていくことには、何が原因であるかといいますと、今度は、年に3回開かれている、開催されている部落解放同盟埼玉県連合会と比企郡市町村との対市交渉の中でそれが行われています。これは私は本当に驚いているのですけれども、職員の人ではなくて、メンバーの中でも、部落解放同盟嵐山支部の方ですけれども、この方は「吉田地区集会所は解放同盟の活動拠点として行っているが」とか、そういうふうな形の言葉がしばしば出てくるのですよ。これは、嵐山町の町立吉田集会所であるにもかかわらず、部落解放同盟の活動拠点として嵐山町が事業を展開しているのですよ。そんなおかしいことがあってはならないと思っています。それについての考え方を伺いたい。

それで、特に町立吉田集会所は確かに嵐山町のものです。嵐山町が建設しました。ですけれども、ここで21年度から、対市交渉では耐震についてのことがしばしば出てきています。それは本当に「こんなことを言われるのか」というふうな形の文言で出てきています。それに対して私は、それを町長が答えていて、嵐山町の施設ですから。耐震審査をすることは当然のことだと思えるのですけれども、それに加えて、それを「耐震改修をしてほしい」というふうな形で来ているわけですよ。こういうふうな形で、1つの施設が、町立の施設が民間の、1団体の、1支部の人たちにとってはとても重要なものなのかもしれないのですけれども、社会的同和の解決というのは、今現在

必要なものは、心理的差別と結婚差別、そういったものです。それであるにもかかわらず、嵐山町の事業、展開している事業はそれの解決にどのように効果がありますか。その効果を検証したことがありますか。

私は、部落解放同盟嵐山支部の言われるとおりに事業を展開している、そして、そのほかの事業を展開し始めたら、そういった事業ではなく、そういった事業よりもやはり、部落解放同盟嵐山支部が中心に入ってくるような事業をしてほしいというふうな形の内容のものが議事録の中から読み取れるのですよ。そうすると、それはやはり嵐山町の社会的同和解決のための施設というよりは、部落解放同盟嵐山支部にかかわっている一部の人のための施設として展開しているというふうにしかならないのです。

ですから、そのこのところの評価ですよね。特にこの問題は大きいのですよ。部落解放同盟嵐山支部長が嵐山町議員であるということがとても大きい。そして、そこでの発言があるということが大きく、それについて行政は何もできていかない。その問題を全て受け入れていく。受け入れていくということではないのですけれども、ある程度予算のかかるものは切っていますけれども、大体は何とかやっていくというふうな現状がありますよね。その現状は、今の嵐山町の社会教育施設としてふさわしくないと思っているので今のあり方を変えてほしいと思っているのですけれども、その点について伺います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

申すまでもないわけですがけれども、国では、同和対策の特別法ができて、国の法律ですから、それらを受けて現在に至ってきているわけです。そういう同和問題の解決の歴史というものがあるわけですし、その過程の中で嵐山町では吉田集会所ができ、そしてその中で必要と思われる、また皆さんが必要と思う同和関連も含めた講座の開催を今までもやってきているわけです。しかし、今お話しの人権問題というのは、同和問題を中心という時代から変わってきて、人権全般についていろんな新しい人権問題が出てきたりというようなことも含めて、人権全体について考えていくのだという社会の要求というのが変わってきている、こういう事実があるわけです。ですから、それらを踏まえて、嵐山町でも吉田集会所の講座、あるいは対象とする人たち、そういう人たちを吉田地区の一般成人の方を対象にしていたりしているわけですがけれども、全町的に必要なものについてはそういう方向で行く必要があらうし、これから、その人権問題というのは広く変わってきているという状況をしっかり認識をする中で変えていきたいというふうに考えていますね。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 今までやってきたことの事業の評価というのはどこでやっているのですか。部落解放同盟の要請を受けて事業を行ってきていました。ですがけれども、嵐山町の予算で事業を展開してきました。嵐山町の吉田町立集会所の設置の目的は、社会的同和を解決するための施設

です。ですけれども、現状で行っていることは、カラオケであったり、それから手芸であったり、そして健康ダンスであったり、そういった事業ですよ。それがどのように社会的同和解決のための目的を達成することができたのか。本当にそこにある社会的同和の解決を必要とするための人たちのためのものだったのか。部落解放同盟嵐山支部だけのものだったのか、その評価が全然されていないわけですよ。そういったこともあわせて、今のやり方、吉田1区、2区だけを対象にする事業展開はもうやめたほうがいいと思うのですけれども、その点について伺います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今答弁させていただいたように、同和問題については長い歴史があるわけです。そういう中で、嵐山町では、これよかれという委員会の中の決定を経て事業を行ってまいりました。そういうものが現に効果として出てきて、議員さんも今言いましたけれども、結婚問題ですとか、何ですかという話がありましたけれども、心理的な要因のものが多くなってきた。ということは、そういった事業、講座というのが効果が出てきている。それによってそういうような成果が生まれてきているというふうに私は思っております。ですから、今まで行ってきた吉田集会所のいろんな講座、勉強会、こういうものが同和解決の一つの方向として大きな成果が出てきているというふうに考えております。

○長島邦夫議長 渋谷議員に申し上げます。一般質問の持ち時間5分前で  
す。

○13番(渋谷登美子議員) はい、わかりました。

これはたびたび言うようですけれども、町長はそういうふうな評価をして  
いるかもしれないけれども、評価と言わざるを得ないですね。ですけれど  
も、嵐山町全体で評価していくということはされていないですね。嵐山町全  
体で評価してみてください。一度でもいいから皆さんで、住民の皆さんで評  
価していく、そういったことがこれから必要だと思います。その上で、吉田町  
立集会所の耐震診断などどうしていくかということも考えていかななくてはいけ  
ないと思いますので、そういうことをお願いします。要望します。

次です、今後の公園のあり方について。公園の整備について、町民参加  
で検討会を設置し、嵐山町全体の公園配置、整備について検討し、計画を  
行うことを求めるということです。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、質問項目3についてお答え申し上げたいと  
思います。

公園にはその公園の役割があり、町民の身近な憩いの場、子供たちの  
安全で楽しい遊び場、地域住民の交流の場、災害時の身近な避難場所と  
いったそれぞれの目的を持っております。

公園の整備を行うには、嵐山町全体から見て町民が必要としている目的に合った公園の配置整備が必要になると考えており、現在実施しております志賀堂沼の公園は、基本計画の策定の段階から地域の方々と協議をし、整備を推進しております。また、フィットネス 21 パークは遊具が老朽化したため、アンケート調査を実施し、今年度より遊具の整備を始めました。また、これからの公園整備や公園を利用する方々の意見を十分に反映させて有効利用していただける、地域の特性に合った魅力的な公園整備を推進していく必要があると考えています。

具体的には、今後、現在未策定になっております緑の基本計画、これを策定する時期というのが来るとお思いますので、そういう場合には、町民の多くの方に参加をしていただいて、検討して、より有意義な緑の基本計画にしていきたいなど、基本的には考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 公園については、皆さんいろいろご意見もあるし、遊園地というのですか、子供の児童遊園なんかも含めて、もう一度住民の方の意見をとって、緑の基本計画の前にそういったものもとって、そして進めていったほうがいいかと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 先ほど、フィットネス 21 パークの遊具の関係でアンケートをとりました。そのときに、今後できたらいいなと思う公園、どういうものがあるかというものは、アンケート結果が出てきております。ちょっと見えますと、ランニングができる公園、小川で遊べる公園、カブトムシがとれる公園、大きな滑り台がある公園、スケートボードができる公園、木登りができる公園、それぞれに表、アンケートの結果が出ております。

したがって、先ほど緑の基本計画を立てる段階では、当然そういうことと  
いうのですか、やっぱりいろいろ町民の方に検討委員会なりというものが策  
定をされて、この計画をつくっていくというようになると思いますので、その辺  
は今後の課題にしていきたいというふうに思っています。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩といたします。午後の再開は午後1時 30 分といたします。  
す。

休 憩 午前11時54分

---

再 開 午後 1時30分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 小 林 朝 光 議 員

○長島邦夫議長 本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号5番、小林朝光議員。

小林議員に申し上げます。質問中の大項目2、小項目(1)については、先ほど渋谷議員の一般質問において答弁をいただいておりますので、ここの1回目の質問、答弁は省かせていただきます。

それでは、初めに質問事項1、災害の協定(災害時応援協定)締結についてからどうぞ。

〔5番 小林朝光議員一般質問席登壇〕

○5番(小林朝光議員) 議席番号5番、小林朝光、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

その前に、一言お許しを願いたいと思います。岩澤町長におかれましては、3期目の就任、まことにおめでとうございませう。町民の負託に応えてこの4年間、しっかり頑張っていたいただきたいと思います。よろしく願いいたします。それでは、質問に移らせていただきます。

大項目の1、災害協定(災害時応援協定)締結についてでございます。東日本大震災は、私たちに警鐘と教訓を与えました。一たび大災害が発生しますと、さまざまな分野にたくさんの人手と物資が必要です。避難所利用、医療介護、物資供給輸送、災害情報、し尿処理、ライフラインの復旧、がれきの処理、あるいは道路の復旧、また重機の確保など多岐多量にわたり、

単一の自治体ではなかなか対処できません。

そこで、応援復旧活動に関する人的、物資的供給について、民間や関係機関との協定を結ぶことが肝要です。地域防災計画の見直しも聞かれますが、災害協定の締結も図っていただきたく思います。お考えをお伺いいたします。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 小林議員にお答えさせていただきます。

質問項目1番についてお答えをいたします。まず、平成24年8月現在でございますが、嵐山町で結んでいる災害時応援協定は、自治体、民間を合わせまして12でございます。協定の内容を順次申し上げますと、大規模災害時における相互応援協定を埼玉県内全市町村及び近隣の10市町村と、災害時の情報交換に関する協定を国土交通省関東地方整備局と、避難所の施設利用につきましては県立嵐山史跡の博物館及び国立女性教育会館と、そして福祉避難所の設置につきましては嵐山学園と、また災害時の民間賃貸住宅の提供につきましては埼玉県宅地建物取引業協会と締結をしております。

さらに、電気設備等の復旧について埼玉県電気工事工業組合と、主食供給物等におきましては埼玉中央農業組合と、生活物資の提供につきましては株式会社カインズと、物資の輸送につきましては埼玉県トラック協会と、

最後に、棺等葬祭用品の提供と遺体収容施設の提供につきましては埼玉県葬祭業協同組合と締結を結んでおります。

次に、今後協定について検討すべき新たな項目といたしましては、仮設トイレ等の供給及びし尿収集運搬等に関する事、またガスなどの燃料の供給及び危険防止対策に関する事、災害廃棄物の除去及び運搬に関する事、さらには、帰宅困難者の対応について、東武鉄道や地元企業との連携に関する事などが考えられることとございます。また、福祉避難所の設置、食料、生活物資等の供給につきましては、さらに協定先の拡大を図りたいと考えております。

ご質問にありますとおり、大災害が発生した場合におきましては、その対応について、民間を含めさまざまな分野からの支援や協力が必要になってくるものと考えております。今後におきましても、必要な協定の締結について推進をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 第5番、小林朝光議員。

○5番(小林朝光議員) ここで今、12の項目につきまして協定をしておるといこととございます。しかし、この中には具体的な、例えば嵐山町内の業者等のことが載っておりませんが、例えば嵐山町内で今、特に建設業なんかでも、入札をされている方々がいると思うのです。そういった方、あるいは土建組合さんであるとか、そういったところと具体的に、近所であり

ますから、打ち合わせをすることによって、やはり、いざというときのものは相当役に立つのではないか、そう思っております。

例えばこの間の震災におきましても、相当、町におきましても、屋根瓦が崩れたものを見受けましたけれども、復旧にはかなり手間取っております。そういったちょっとした小さなことも含めまして、やはりすぐ頼んでいける、そういった体制が必要かと思えます。それで、やはり町内、かなり役に立つのではないか、そういう調査をした上で、その辺も含めて考えていただければと思えます。また、これはどのくらいの期間を置いてこういった協定等の確立をするおつもりなのか、その辺もお伺いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 特に建設業についてのお話でございます。今、答弁させていただきましたように、今 12、民間、自治体合わせてやっているということですが、これによしとしているわけではありませんで、いろんなところで締結がさらに結べる、そしてこれが拡充できるものがありましたら、これからも取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、町内の建設業者も含めて、そんなような対応をとっていければというふうに考えています。

○長島邦夫議長 小林朝光議員。

○5番(小林朝光議員) 私がちょっと知る限りでは、具体的にかんがりの協定をつくっているところが、隣の熊谷市がございます。それと、北本市において

は、郵便事業会社等の情報関係のことで協定を結んだとあります。

それから、越谷市と久喜市が埼玉土建さんとやはり災害の協定を結んだというふうに伺っております。どのくらい結べばいいかというものではございませんけれども、とにかく具体的なものをしっかりと調査いたしまして、一日も早くこうした体制ができることを望みます。

○長島邦夫議長 答弁を求めますか。よろしいですか。

では、次に進めてください。質問項目2番からお願いします。

○5番(小林朝光議員) 質問項目、大項目2番でございますが、再生可能エネルギーの促進についてでございますが、先ほど、渋谷議員の質問と相当重なる面もありますので、ざっと私もその辺についてはちょっと流しの形で、また再質問から取り組みたいと思います。

再生可能エネルギーの促進について。原子力発電についての世論調査によりますと、ゼロ%希望がパブリックコメントで90%ありました。国会議員でも42%の方が支持しております。二酸化炭素の発生を抑止しながらエネルギーの確保をするには、再生可能エネルギーに頼らざるを得ません。ストップ温暖化条例を制定した我が町こそ積極的に取り組むべき課題だと思います。

先ほど、ソーラー発電の取り組みということは渋谷さんと大体同じですので、次の(2)の薪炭の利用と生産ということでちょっと質問いたします。

最近町内でもまきストーブが見受けられるようになりましたが、燃料の確

保に苦慮しているようです。そこで、里山整備で伐採される雑木や、また間伐材、その他廃材を無償にて提供できるような方策を求めたく思います。また、孟宗竹を含めて炭焼きの推奨とともに、これらの事業に対して補助的な交付ができないかを伺います。

3番目、廃食用油のBDF化、バイオディーゼル燃料なのですが、以前にも取り上げた事項でありますけれども、当時よりも、昨今を考えますと重要度、また認識度も増しております。再度取り組みを私は促したいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○長島邦夫議長 それでは、小項目(2)から(3)の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、お答えさせていただきます。(2)からということでございます。

(2)についてお答えをさせていただきます。まきストーブの普及は、木質バイオマスの有効利用につながりまして、近年、林業や木材関係者で関心が高まっているところでございます。林地残材あるいは製材工場で発生する樹皮、それから端材などの未利用木材資源は、大気中の二酸化炭素濃度の増減に影響を与えない生物資源でありまして、環境保全と循環型社会の構築に貢献するためにも有効利用を図ることが求められております。そうした中で、町では、里山整備での間伐材、また埼玉県を事業主体として平成20年度より実施をしております「里山・平地林再生事業」、これを実施してお

りますけれども、なかなか間伐材、廃材の有効利用までには至っていないのが現状であります。

なお、平成 23 年2月 21 日、28 日、そして3月 14 日にわたりまして、埼玉県寄居林業事務所の紹介によりまして、嵐山町林業研究会会員向けに、小川町韮負地内炭窯にて「炭焼き名人」山田善三氏を訪ねまして、木炭生産の講習会を行いました。炭焼きの工程を経験でき、大変有意義な講習でありましたけれども、炭窯の設置費用、また煙害、煙の害が及ばない場所の選定等、難しい問題があり、実際に木炭づくりまでには至っていないのが現状であります。したがって、炭焼きをはじめといたしまして、ご質問いただいた内容の補助金に関しましては、今後検討を、研究を続けてまいりたいというふうに思っております。

質問項目2の(3)についてお答えをさせていただきます。

平成 19 年第3回の定例会で、バイオ燃料の利用促進につきまして、特にBDFの利用についてのご質問をいただきました。当時、環境面から関心を持って進めていきたいと答弁をさせていただきました。現在県内では、廃食用油、廃食用の油のリサイクル(BDF化)に取り組んでいる自治体は、川口市、鴻巣市、熊谷市、行田市、秩父市の5市でございます。本町でも、本年度から2カ年で環境基本計画兼ストップ温暖化地域推進計画を策定中であり、廃食用油のBDF化も計画に含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 小林朝光議員。

○5番(小林朝光議員) まきストーブの件でございますけれども、隣のときがわ町におきましては補助金も出しているようでございます。そうみたいです  
すね。

それで、まきストーブの場合には、先ほど、炭を置いての暖房も図れるの  
です。炭も利用できるわけです。そして、今まきストーブを入れている方に  
聞きますと、やはりまきを確保していく、そういったものが一番大変だとい  
うようなことを聞かれます。ですから、現在、里山の整備あるいは伐採に、嵐  
山町でもシルバー人材さんをかなり活用されているかと思えます。

そこで、少し費用かかるかもしれませんが、そこで伐採したこういう  
雑木、間伐材が要らないのであれば、それをある程度刻んだものを、シル  
バー人材さんをお願いして、かなり場所広いですから、そこへ持って行って  
積んでおいて、必要な方にお配りするような、多少費用がかかるかもしれ  
ません。そういう意味での補助的なものという意味がございませぬ。

なかなか実際問題でいきますと、そういう伐採したものがあるのだけれど  
も、それをやっぱり運ぶのに軽トラックを借りたりしないと、なかなか一般の  
家ではそれを持っていないから運べないよと、そういう声を聞くので、そう  
いう形がとれたら便利かなということがあられるわけでございます。

こういうまた、家屋解体したものだそうでございますけれども、今の例え

ば御所山等で見ていると、伐採したものはそのままそこに積んであるわけですね。そうすると、伐採しました、しかし積みっ放しにすれば、またそれが腐るときにCO2は戻ってしまうわけですね。ですから、それを利用しないことには、腐らせたのでは何にもならないですよ。ですから、それを腐らせないで炭焼きに利用するという事は、孟宗竹も相当出ますよね。杉山の城跡もそうですね。かなりもう、そのままただ腐らせているのが現状かな。そういうふうに思うのです。それを極力炭にしてとっていくと。炭にするということは、これは未来永劫に保存できるわけですから、そこへCO2が取り込まれているわけですから、ふやすことはない。ですから、非常にやっぱり炭焼きは大切なことかなと思います。

ただ、炭焼きの施設をつくるのに、1つの窯をつくるのに、以前にもたしか30万円ぐらいかかるというお話を伺っておりますので、希望者がおりましたら、そういった補助も必要かなと思っています。今現在、多分、嵐山町で大きくやってくれているのは3名ぐらいかなと私は認識しているのですけれども、ぜひそういったことを含めてお願いしたいなと思っているわけです。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 間伐材を含めたそういった、先ほどもご質問いただきましたけれども、そういうようなものを有効活用できないかということだと思っております。

特に炭焼きという話がありました。これも林業研究会で今話したように取り組みをしております、研究が進んでおります。それで、現地視察も行ってあります。しかし、そういう中で課題も出ています。今、30万円という窯の話もありましたけれども、窯もそうなのですが、煙の害、こういうようなこともいろいろ言われておまして、つくる場所というの也被られてくるかなという話があって、なかなか林業研究会でも次の一歩が進まないのが現状かと思うのです。

それで、山のこの木を何としても有効利用したいというのは望むところですが、けれども、なかなかそれが、費用対効果というようなことも含めて、非常にうまくいかない。先ほどもこの県のあれに書いてあるのを言わせていただきましたけれども、ライフサイクルアセスメント、要するにそれを使ってやったがために、余計に化石燃料を使ったり、そちらのエネルギーを余計に使うようなことになると、逆にマイナス効果になるのではないかというようなことがバイオマス利活用の課題として県の計画の中にも入っています。そういうようなことも含めて、非常に難しい。難しいからなかなかそういう事業が進まないという状況だと思うのですけれども、林業研究会の皆さんをはじめといたしまして、さらに研究を進めていただいて、町にできる協力というものが生まれましたら一緒に取り組んでいきたいというふうに考えています。

○長島邦夫議長 小林朝光議員。

○5番(小林朝光議員) 費用対効果ということは聞かれましたけれども、大

事なものは環境ということでございますので、CO2をいかに削減していくかということが大事だと思いますので、その辺のまた林業等のこともあると思いますが、しっかりと研究していただいて、可能であれば、ぜひさきの補助も含めた形で進めていかれたらと思いますので、その辺、またよろしく願います。それでは、2項目は終わります。

3番目の(3)のBDF化の問題ですが、たしか前にも取り上げました。そのときは、なかなか行政側でやるのは難しいので、これは民間にお任せする仕事であるというような答弁をいただきました。そして、もし民間でこうしたもののスタンドでもできるような、あるいは供給施設ができるようであれば、町の例えば公用車にも使うということ、そのようなお答えをたしかいておられます。

しかしながら、今、これを例えば民間業者が直接町民に「ぜひこういうことをやるから、廃食油をぜひ持ってきてください」と言いましても、なかなかこれが難しいのですね。やっぱり業者はもうけるのだというのが頭にありますから、なかなか協力が難しいということもございますので、もしそういった方向で生産というものが可能であるということでありまして、町からもそういった廃食油の提供を受けたい、そのような申し入れがあった場合には、ぜひ行政が町民に周知をしてお願いをすると、そういう形をとらないと、なかなか協力というのは得られないかなというふうに思っております。

最近、小川町に行きましたら、廃食油を収集する場所がありましたので

ちょっと伺ってみましたら、今年の4月に立ち上げまして、それで本格的に町民から収集をしたのが7月からということで、7月で250リットル協力をいただきました。9月は300リットルの町民からの協力をいただいた、廃食油、そんなお話をしていました。そして、小川町はまだ自分のところでのBDFを考えていませんけれども、生産は考えていませんけれども、今は妻沼にあるアドバンという会社、民間のほうに委託しまして、委託ではない。そちらへ引き取ってもらっているそうでございます。行く行くは自分の町でそういったBDF生産ができれば、そういうことを行く行くは考えたいというふうなお話を伺いました。

この近隣におきましても、熊谷に後藤衛生社というのがございまして、こちらでは、事業用も含めて油を回収しているそうです。そして、大体1カ月に今、3,000リットルの生産をしていると。そして、それは、いろいろ環境のごみ等集めている会社ですから、自社のトラックに今は全てを利用しているというお話でございました。ですから、ぜひですね、できれば町の関係、シルバーさん等でこういった事業が行えれば結構なのですけれども、もし、それが事業をやるのが難しいということでありましたら、まずは無駄にしている油ですから、ぜひ町が町民に協力する形で、こういった収集をまずはできないか、その辺を伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 収集ができないかということですがけれども、先ほどから話しております県の計画の中にも、一番の問題というのは今の話なのです。この収集というのがどこまでできるかということなのです。この廃食用油の量にも限度があるということなのです。そして、バイオマスのいろんなこの利用されているわけですがけれども、排泄物だとか食品残渣だとか、先ほどの木材の残材だとか、いろんなものがあるわけですがけれども、食品残渣、食べ物の残りの廃油ですよ。その使われている油の部分というのは3%なのです。ですから、ほんの一部なのです。それと、これが出るというのは、やっぱり、当然のことですがけれども、人口が多いところ、それからそういった食料が出回るところが多いところ。ですから、少ないところは少なくきり出ないわけですよ。ですから、こういうものが3%なのですが、集まるところの多くというのは、人口が多いところの地域にはそういうものが集まる。ですから、少ないところは集まりにくいという結果になるわけです。

ですから、そういうものを製造するとしても、やはり足りない部分についてはどこからか、車で持ってくるとか、あるいは収集運搬にどういうふうにするとか、原料の確保にはどういうふうにするとかいうようなことが結果としては出てきてしまう。ですから、そういうところがどこまでクリアできるかというようなことも考えられると思うのです。

ですから、バイオエネルギー、これからの新しい電源を考えていくときに、先ほど質問ございましたけれども、そういうものも含めて、全ていろんな形で、

そういうものは、こういうものはどうなのだろう、こういうのは嵐山ではどうなのだろうということを、全て検討を広げて考えていく必要は当然あると思いきまして、そういうものも入れていく必要があるというふうには考えております。

○長島邦夫議長 小林朝光議員。

○5番(小林朝光議員) 量の把握というのも大変だと思いますけれども、まず一度、どの程度嵐山町から廃食油が出るのか、その辺のアンケートを実施したらいかがかと思うのですけれども。

例えば、ここでも、給食調理場でも食用油はかなり使うと思います。そういったもの、それから、あるいは町に大きな明星食品さんもありますし、また料亭等でも天ぷらに相当使っていると思います。そういったものを含めて、この町から出る収集可能な廃食油、どのくらい出るのかという一つの調査もしたらいかがかなと思います。そして、事業化できればそれにこしたことはございませんけれども、いずれにしましても今、恐らく無駄に捨てているものを多少にでも回収して、有効利用に使っていただきたい。そういうふうな方向で言っているわけです。

一般町民に対しましては、やはり公共施設のある場所を使って、そこへやっぱり月なり、ペットボトルなり、ためたものを持ってきていただく。大体そういうような形を小川町あたりでもとっているようでございますので、ぜひ、アンケートの調査とともに、そういった方向で、ぜひ収集の方向で考えてもらいたいと思いますが、もう一度その辺をお伺いいたします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今も申し上げましたように、今後の問題で検討していきたいということ、その中に加えたいということなのですが、それで、今収集だけの話でなくて、これのバイオマス、BDFの問題であれなのが品質の向上、品質の一定化というのが一番求められている。そして、それとまた規格を満たす安全性、こういうようなものがさらに求められてくる。ばらつきがいろいろあるような話もあります。ですので、そういうものも含めて、どれだけの規模で、どこまでできるかというようなことも、広い意味での熱源の確保の基礎勉強になりますので、そういうものも含めて勉強していきたいと考えています。

○長島邦夫議長 小林朝光議員。

○5番(小林朝光議員) ぜひ前向きな方向で検討をお願いしたいと思います。

それで、ちょっと補足的なやつ。1番のソーラーのことでちょっとよろしいですか。

○長島邦夫議長 何でしょうか。質問ですか。

○5番(小林朝光議員) 渋谷議員でほとんどはお答えいただいていますけれども、ちょっと補足的にお聞きしたい部分がございますので、ひとつお願いいたします。

○長島邦夫議長 結構です。

○5番(小林朝光議員) 先ほど、買い取り制度で、1キロワット当たり42円で買い取り制度が発足したわけございまして、これが事業用については、今は政府の方針、変わらない限りは20年間、それを保証するというような発表がございました。それを単純に計算していきますと、おおむね、よほどのことがない限りは、10年程度で大体設備投資が回収が可能であるというような計算が成り立ちます。そういう時期において、ぜひ私もこれは積極的に進めてもらいたいなと思っているわけですが、岩澤町長も、行く行くは学校の教室のクーラーも考えているようでございますけれども、おおむね、教室にクーラーにどのくらいのキロワットが必要なのかなと、ちょっと電気屋さんに聞いてみたのですけれども、教室、1教室で大体5キロワットぐらいは必要だろうというようなお話でした。そして、これをうまく、今の制度を利用すれば、その辺も賄えるのではないかなという計算もできたかなと思います。

例えば5キロワット必要で10教室だとして50キロぐらい必要ですけども、その50キロ程度は、私は恐らく面積的に校舎の屋根でも可能かなと思っているのですね。だから、その辺の設備投資、これから計算をしっかりちょっとやってみて、それが可能であればぜひ実施に移していただきたい、そのように思っています。

実は、私もその辺に興味がありまして、自分の家でやろうかなと思いますけれども、なかなか今のところ、業者が本当にたくさんいろいろおりまして、どういう業者に絞ったらいいかというのも全然わかりません。だから、ぜひ町

のほうでも研究いただいて、適正な業者が、この業者ならいいですよという情報が得られれば、ぜひ町民、私たちにも教えてもらいたいと思います。そして、そういった事業参入を町がもし資金的に無理であれば、事業参入を募って、そこに参入してくれるような事業者、または個人も募ってやってみるのも一つかなと思うのですね。例えば町にも、非常に広い駐車場等もありますから、そこへ例えばテストケースで10キロ程度、どなたかやりませんかねとか、そういうのも必要かなと思うのですね。

ある県でしたか、公有地に事業者を募って、そこに設置していただくと。そのかわり、発電の5%は納めていただくと、そのような取り組みをした県がたしかありまして、具体的に忘れてしまったのでありませんけれども、そういった自分のところに資金がなければ、民間から参入してくる方に募ると。それから、場所は、例えばここを提供できますよと。それも一つの方法かと思いますが、それ1点だけお願いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先ほど基本的な考え方は述べさせていただきました。全くそのとおりでありますので、どういう取り組み、そして計画という話も先ほどございました。これから方向性等する中で、今、細かい数字も出ましたけれども、まだ町ではそののところまで研究が進んでおりませんので、そういうことも含めて調査をしていきたいというふうに考えています。

○長島邦夫議長 小林朝光議員。

○5番(小林朝光議員) ぜひ前向きな姿勢で、この件についてもよろしくご検討願いたいと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

---

◇ 森 一 人 議 員

○長島邦夫議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号1番、森一人議員。

それでは、質問事項、県事業「川のまるごと再生プロジェクト」に伴う観光産業発展についてから、どうぞ。

〔1番 森 一人議員一般質問席登壇〕

○1番(森 一人議員) 議席番号1番、森一人です。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

質問の前に、岩澤町長3期目、おめでとうございます。お体にお気をつけていただきまして、さらなるご活躍をお祈りいたします。それでは質問に移ります。

県では、水辺再生100プランが平成23年度で終了することに伴い、市町村と連携しながら、1つの川の上流から下流までを丸ごと再生する「川のまるごと再生プロジェクト」が始動しています。24年度選定された10河川の

中には、嵐山町にも流れる都幾川も含まれており、関連する市町村として近隣の東松山市、ときがわ町がございます。

今回、嵐山町は平成 25 年度から着手する分の2次募集に～「武蔵嵐山」再発見 自然が満喫できるまち～槻川というコンセプトで県に手を挙げたと聞いております。もし選定されれば、嵐山町の観光にとりまして大変プラスになりますし、喜ばしいことだと思います。

そこで、質問させていただきますが、選定結果が来年の3月ということでなかなか答えづらいと思いますが、よろしく願いいたします。

(1)24 年度分として選定された都幾川において東松山市、ときがわ町が対象市町村となっておりますが、ともに都幾川でというお考えはなかったのか。また、1次募集のときに、嵐山町は県に何を提案なされたのか。

(2)今回、嵐山町が県に対して行ったプレゼンテーションの内容について伺いいたします。

(3)今後の嵐山町観光産業発展のため、町のお考え、対応は。  
よろしく願いいたします。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに小項目(1)、(2)について田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 それでは、私から質問項目1の(1)についてお答えいたします。

埼玉県では、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国

埼玉」を実現するため、平成 20 年度から「清流の復活」と「やすらぎとにぎわいの空間創出」を2本柱として川の再生に取り組んでおります。

平成 24 年度からは、川の再生と市町村のまちづくりが一体となり、川の再生を線的、面的に広げる「川のまるごと再生プロジェクト」が実施されております。平成 24 年度から着手する新たな川の再生の取り組みに関する市町村提案の募集がありましたが、嵐山町では、都幾川の学校橋から班溪寺橋までの 2.9 キロの間につきまして、ふるさとの川モデル事業で遊歩道等の整備がされておりました提案しませんでした。

嵐山町では、このときの取り組み提案といたしまして、農業用水の再生プロジェクトとして、川島の天沼の農業用水の貯水機能を有し、雨水の排出抑制機能を持った親水公園の整備を提案させていただきましたが、選定されませんでした。

続きまして、質問項目1の(2)についてお答えいたします。

平成 25 年度に着手する川の再生に応募した提案の内容でございますが、県に実施してほしい取り組みとして、嵐山溪谷バーベキュー場から嵐山溪谷までの自然をそのまま生かした遊歩道の整備を提案しております。また、町の取り組む事業では、観光客が周遊できるように、観光ルート看板の設置や嵐山溪谷周辺の環境整備を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目(3)について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 3番についてお答えをさせていただきます。

嵐山溪谷のバーベキュー場には、春の新緑から秋の紅葉まで多くの観光客が訪れていただいております。特に連休、夏休みには、早朝開門、役員さんが早く出て開門するなど大変にぎわいを持っております。

川のまるごと再生プロジェクトで計画を考えている歩道につきましては、バーベキュー場より嵐山溪谷、それから嵐山町の直売所までのルートができてまいります。このことから、バーベキュー場より嵐山溪谷を散策いたしまして、農産物の直売所で野菜などを購入していただく。そして、農産物の直売所で買い物をしていただいてバーベキュー場より帰っていただくなど、こういう観光ルート、そして、それを観光事業、農産物の発展に役立てたいというふうに考えております。

そしてまた、この提案が実施をできた場合には、嵐山町の観光事業にも大きな影響をしてくるであろう。そして、嵐山町の観光の中心である嵐山溪谷、これが一体的になるように、先ほど提案をさせていただきましたルートも含めてですね、今まで点あるいは線であったのを、面として広げていけないかなというふうに考えております。これからそういうようなところで、嵐山町の活性化を図っていきたいと考えております。

○長島邦夫議長 第1番、森一人議員。

○1番(森 一人議員) それでは、(1)再質問からさせていただきます。

先ほどご答弁いただきまして、嵐山町では、都幾川の学校橋から班溪寺

橋までの 2.9 キロということでした。1つ都幾川について、都幾川沿いですね。ウォーキングやジョギング、犬の散歩などをしている方が大変、朝、昼、夕方と多いのでございまして、また春には商工会を中心として桜祭りも開催されていますし、菅谷小学校では、川の学校として子供たちに、その自然や生物等に触れ合う取り組みも行っていると聞いております。

桜並木から学校橋までの1ルートは大変整備されていてきれいなのでございまして、その対岸は草木が生い茂っておりまして、ブッシュ化していると申しますか、そういう面もありまして、そこをきれいにすれば、今以上に町民ももっともっと活用しやすくなると思うのですが、それについてお考えはいかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

嵐山町については 2.9 キロ、ふるさとの川モデル事業ということで整備させていただいております。それで、都幾川と東松山につきましては、その桜堤に乗せてくるような散策ルートというか、そういうものを考えておりまして、実際には都幾川、嵐山、東松山と一体となったような整備の仕方というふう  
に考えていただければと思います。

若干、嵐山分については、班溪寺の上流側についてときがわ町まで間が 100 メートルぐらいあるのですけれども、その間が残るわけでございます

けれども、それについては立木の伐採だとか、そういう整備はやっていただくような形で、今考えております。

それと、先ほど言いました桜堤の対岸側でございますけれども、対岸側に蝶の里公園というか、それもございまして、あと女性会館ですか、ありますけれども、そういうものを今後、その辺のことについても、全体的にちょっと川の中が荒れてしまっています。そういうものも全体的に考えて、嵐山分の2.9キロ、それから槻川のバーベキュー場までの間だとか、それが400メートルあるのですけれども、その間も含めて草木というか、そういうものを伐採してきれいにしていく必要があるのかなと思いますので、これはこれからの課題かというふうに考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 森一人議員。

○1番(森 一人議員) ありがとうございます。ぜひきれいにしていただければ、子供たちも喜ぶますのでよろしくお願いいたします。

次に(2)の再質問を行います。プレゼンテーションをお聞きいたしまして、大変素晴らしいプレゼンテーションの内容だったのだなと思いました。槻川の流れる嵐山溪谷は豊かな自然にあふれており、紅葉の時期は大変見事です。上田知事も感動したということをお話を聞いておりますが、来年3月の選定ということでございますが、今月の23日に東松山市で都幾川のまるごと再生プロジェクトの着工式を兼ねてフェスティバルがあると聞いております。

岩澤町長と嵐山町観光協会が参加されると聞いておりますので、ぜひとも嵐山町をPRしていただきまして、3月に選定されることを願っております。ご答弁は結構です。

(3)の再質問に移ります。先ほど町長にご答弁いただきましたが、自分なりの考えでございますが、今、嵐山溪谷バーベキュー場は、るるぶドットコムというところで、関東ナンバーワンのバーベキュースポットということで注目を浴びておりまして、いっぱいお客さんがインターネットでホームページを見たりして来ていただいております。

今の状況は、集客が来ている状態なのでいいと思うのですが、これからバーベキュー場も一段階アップするためには、観光客、バーベキュー場に來てくれる方々が地元は何を求めているのかとか、どのような消費をしているのかということで、先ほど町長、直売所というお話がありましたが、観光をベースとした地場産業というのを町が協力してどう育てていけるのかということだったり、またそのための商品開発をどうすべきかということまで考えていかないと、よそが今度バーベキュー場を開設という考えもちょっと聞いておりまして、重要になってくるのではないかなと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるとおりだと思っております。

今、観光協会で本当に熱心に取り組んでいただいて、そして宣伝のあれも紙ベースではなくやっているわけですね。それはどうしてかとお聞きしますと、やっぱり対象が若い人ということで、もう全て紙を見るのではなくて携帯電話でしゅっしゅっとうやるわけですので、そういうものを対象に今宣伝活動もしている。

そして、先日もびっくりしたのですけれども、渋谷の109から「どうですか」という照会があった。こんなものなんかは、今までは考えられなかったわけですけれども、そんなようなところまで嵐山のバーベキュー場、JTBの雑誌の中でも1番だとかいうところもありまして、そういう状況である。

それを、そのままではやっぱりそのままなのですよ。周りが当然、どんどん、どんどん競争でやってくるわけですので、これからどうしたらいいかということなのですが、先ほど言いましたように、嵐山町のあそこから上流、バーベキュー場からの上流、そして川が直角に曲がっていくようなああいうものというのはつくろうとしてもできないのです。あれはもうどうやったって、嵐山町の一番の売りになる場所ではないかなというような感じがするわけです。ですから、点であったもの、そしてそれを線で延ばして、そしてあそこを含めて、太平山も含めて、それから直売所のほうのバイパスのほうまで含めて、面として取り組んでいく。そして、そのところからまた、今堂沼の改修もしていますけれども、そういうところ、杉山城、それからブルーベリー場、いろんなところがつながるような嵐山町の一体的な観光ルート、そして観光の

面づくりですね。そういうような形でいくのがこれから進むべき道かなと考えております。

そして、それらに向けて、観光協会の中でも、お聞きをするところによりまずと研究会が2つできているということですね。嵐山町の土産物づくり、あるいはもう一つが宣伝効果をどうするかというようなところだとかというようなことでも研究部会ができているということですので、ぜひそれらについても、さらに一層拍車をかけていただいて、それらに行政も何らかの応援をできればというふうに考えております。一体として進めていければと考えています。

○長島邦夫議長 森一人議員。

○1番(森 一人議員) ありがとうございます。私は、嵐山溪谷とかバーベキュー場、杉山城跡などは嵐山町の大事な宝物だと思っております。ぜひとも今後とも、観光協会を中心とした諸団体と強いタッグを組んでいただきまして、嵐山町の観光産業発展をお願い申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

---

◇ 川 口 浩 史 議 員

○長島邦夫議長 続いて、本日4番目の一般質問は、受付番号4番、議席番号9番、川口浩史議員。

初めに、質問事項1のいじめについてからです。どうぞ。

〔9番 川口浩史議員一般質問席登壇〕

○9番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。一般質問を行います。

まず初めに、いじめについてです。この夏、いじめ問題が社会問題になり、次々と全国からいじめが報道されましたし、今もされております。その発端となったのが滋賀県大津市皇子山中学校、当時2年生の生徒が自殺した件であります。この生徒は、暴力や恐喝、万引きの強要、持ち物の損壊、死んだ蜂を口に入れられる、亡くなる3日前、自宅が荒らされ財布が盗まれるなどのいじめ、もはやいじめを超えていると思いますが、こうしたいじめを受けていたということであります。

この自殺について、教育委員会はいじめと因果関係を判断できないという態度に固執しております。保護者はこれに納得せず、損害賠償請求訴訟を起こし、マスコミに取り上げられるようになって、全国の国民から批判を浴びることになったわけです。それにしても、なぜいじめを認めようとしないのか。大津市教育委員会だけの問題なのか。本町のいじめの実態も聞きながら探っていくために、次の点について質問していきたいと思っております。

(1)として、大津市教育委員会は生徒の自殺についていじめを否定、その後「要因の一つ」と言うようになったわけですが、否定しました。この点についてどのように感じたか伺います。

(2)生徒へのアンケート結果を保護者に公表しない隠蔽がありました。

どのように感じたのでしょうか。

(3)本町の学校にはいじめはあるのか。

(4)いじめがあった場合、多忙な教師が対応し切れるのか、伺いたいと思います。

そして、最後に、いじめの告発があった場合、第三者委員会を設置し、調査すべきではないかと思います。

以上、ご質問させていただきます。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)から(4)について、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 質問事項、大きな1、いじめについてお答えをいたします。

ちょうど今から6年前の平成18年に、今回のようにいじめによって児童生徒がみずからの命を絶つという痛ましい事件が全国的に相次いで発生いたしました。これらの事件では、子供を守るべき学校、教職員の認識や対応問題、自殺という最悪の事態に至った後の教育委員会の対応の問題が指摘されました。

ちょうどこの年の町の12月議会においても、川口議員さん、当時の鈴木議員さん、村田議員さんからいじめ問題について一般質問をいただき、町の対応を答弁させていただきました。

質問項目(1)の大津市教育委員会は、生徒の自殺についていじめを否定した。この点についてどのように感じたかについてお答えをいたします。今回の大津市教育委員会の対応については、報道等で知り得たことを前提として感想を述べさせていただきます。

今回のような事件が起こると、自殺は複数の原因から成る複雑な現象であるとか、いじめが直接の原因とは特定できないということがよく言われます。将来ある中学2年の生徒がとうい命をみずから絶ったという事実、我が子を亡くした保護者、遺族の悲しみと訴えに思いをいたすとき、「いじめがあったのではないか」、「いじめが自殺の原因となったのではないか」との認識を持って対応することは、教育委員会の初期対応の基本的な姿勢であるべきと考えております。

続きまして、小項目(2)につきましてお答えをいたします。生徒の自殺後、学校は全校生徒に2回のアンケート調査を実施したが、回答の中に、「加害者とされる同級生らが葬式ごっこをしていた」、あるいは「自殺の練習と言って首を絞めた」などの回答があったが、学校側がこうした記述を見落とした上に、教育委員会に「新たな情報は確認できなかった」と報告し、教育委員会は追跡調査は必要ないと判断し、回答も非公開にしたとの報道がございました。

アンケートは、遺族の方と、その結果の共有を前提として実施すべきであり、自殺の背景や何があったのかを知ることができる遺族の方への説明

の第一歩だと思えます。こうした対応を学校任せにするのではなく、教育委員会が保護者、遺族の気持ちに寄り添い、正しい情報の把握と提供に努め、親身になって対応すべきと改めて心した次第でございます。

小項項目(3)につきましてお答えいたします。文部科学省は、平成18年度の状況を踏まえまして、それまでの「いじめの定義」をいじめられた児童生徒に寄り添った内容に改め、発生件数も認知件数と改めました。翌平成18年度の埼玉県はいじめの認知件数は、小中学校とも大幅に増加をいたしました。

ご質問の嵐山町におけるいじめですが、本年度、いじめを認知した事案が2件、いじめを前提に対応している事案が1件でございます。各学校では、生徒指導計画にいじめの防止を位置づけて、いじめは「しない、させない、許さない」を指導の重点とし、小さなサインを見逃さずに、いじめの発見、把握に努めています。しかし、近年のインターネットによる誹謗中傷、学校以外での人間関係でのトラブルなど、学校だけの実態の把握が難しい状況もございます。

いじめの発見のきっかけは、全国調査において、学校の教職員が51.6%、それ以外からの情報が48.4%、約半々でございます。学校では、日常の子供たちの観察やいじめのチェックリストによる点検、アンケート調査、個別面談週間、人権作文、生活ノート等の取り組みをしていますが、本人や保護者からの訴え、他の児童生徒や保護者からの情報、地域や関係

機関からの情報を丁寧に受けとめ、連携を図りながら早期に対応することが重要であると考えております。

小項目(4)についてお答えいたします。いじめがあった場合の教職員の対応については、各学校が対応マニュアルを作成し、対応することとしています。大津市の事件の報道後、町の校長会、教頭会、全教職員研修会において教育委員会、私からは、いじめはどの学校、どの子にも起こり得ることを前提に、いじめがあった場合の学校、教職員の対応について共通理解に立った取り組みを確認し、お願いをいたしました。

何点か申し上げますと、1点目は事実関係の把握に努め、該当保護者への丁寧な説明と保護者からの情報提供の依頼を行うこと。2点目は、いじめられている子供を学校、先生方が徹底して守り抜く姿勢を貫くこと。3点目は、いじめた子供、保護者への指導、相談、カウンセリングに配慮すること。4点目、他の児童生徒には、いじめの傍観者であってはならないことの指導や、いじめをなくすための児童生徒の主体的な活動を促すこと。5点目は、学校や担任が問題を抱え込み、学校だけの解決に固執しては問題が深刻化することがあります。教育委員会や関係機関への報告、連絡、相談を行うこと。6点目は、個人の情報、人権に留意し、保護者や地域からの情報提供や協力を依頼することなどです。

いじめが発生した際、教育委員会は学校と状況を共有して、指導助言、指導主事の派遣、状況に応じ教育相談員やスクールカウンセラーの活用、

専門機関との連携などを図りながら、学校と連携をして対応をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目(5)について岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いじめの告発があった場合、第三者委員会を設置して調査すべきではないかについてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、大津市のいじめ問題につきましては、中学2年生の自殺というまことに痛ましい事件が起きてしまいました。また、札幌市におきましても同様な事件が起きてしまいました。亡くなられた生徒はもちろんのこと、ご両親やご家族の方々の愛別離苦のこのご心中は察するに余りあるところでございます。このような痛ましい事件が再び起こることがないように、全ての町民の人格形成を目指した教育のまちづくり、これを推進をし、我々大人が全身全霊を傾注して、子供が健やかに育まれる社会をつくっていかねばならないと考えております。

ご質問の第三者委員会設置につきましては、今のいじめの告発など、そのような状況となった際に、その必要性について慎重に判断をして、適切に対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 この際、暫時休憩といたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時31分

---

再 開 午後 2時42分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口浩史議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項1のいじめについての再質問からです。川口議員どうぞ。

○9番(川口浩史議員) 初めに、6年前の私の質問をご記憶いただいていたということで、それは感謝したいと思います。

それで、我が子を亡くした保護者、遺族の悲しみと訴えに思いをいたすとき、いじめがあったのではないか、こうした認識を持って対応することが大事だということで答弁がありました。問題は、そのとおりにできるかということだと思うのですよね。

今は、大津でああいう批判を浴びましたから、私もそうですけれども、多分皆さん方も学習効果でこういう立場にあると思うのですけれども、私は、沢村教育長の記者に囲まれてのあのときに、いじめが要因ではないということをお初め通していたわけですよ。何という人だろうということと同時に、ほかの教育長もそんなに大差はないのではないかとことも思ったのですよ。嵐山町でもひょっとしてああいう事件が起きたら、ああいう対応をしてしまうのではないかなというふうに思ったのですけれども、教育長にちょっと先に伺いたいのですが、いかがでしょうか。嵐山町で決してないというふうには言え

るかどうか、伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 先ほどの答弁の中で、大原則、いじめはどの子にも、どこの学校にも起こり得ると、これがもう大前提であります。幸い、嵐山町ではいじめを苦しめた自殺というのはありませんが、川口議員さんおっしゃるように、いつ起こるかわからない。それは、そういう危機意識を持っていないと、実際起こった場合危機管理ができない。だから、いつも危機意識を持っているということは大事だと思います。

先ほど、平成 18 年のお話をしましたが、6年ごとにこういうのが全国的にありまして、それから6年前の平成 12 年も、やっぱり埼玉県、あるいは全国的にこういう事件が起きました。平成 12 年はちょうど私、県の教育委員会で所管がいじめ、不登校、自殺、中途退学、非行問題行動、それから道徳、これを担当していた生徒指導室長をしておりました。そのときの経験が、先ほど述べた教育委員会の初期対応の基本姿勢ということで述べさせていただきます。

そのときも全く同じような状況でした。県南部の中学校で、やっぱり中学生の自殺がありました。学校に聞いても直接の要因等はない、いじめがあったかどうか調べてみないとわからないという、そういう保護者の訴えの対応に対して、学校への対応に対して、ご家族の方は一軒一軒、同級生の家を

回って歩いたわけです。何かあったのかと。遺族の方は、何があったか知りたいというのが切実な思いですね。

そこで、後になって今度は、学校がアンケート調査だとか実態調査をしたら、またぞろいろんな事実が出てきた。そこで、記者会見をして、テレビ報道されましたけれども、認めた。ちょうど沢村教育長さんのお話ありましたけれども、同じような状況です。私は大変いい勉強をしたと思います。後でまた答弁の機会があったら、違うところでまたお話をさせていただこうかと思いますけれども、まず保護者の気持ちに寄り添って、いじめがあったのではないかと、それが自殺の原因の一つになったのではないかという、そういう初期対応は、教育委員会を含め学校もそういう基本的な姿勢を持つことが大事だなと、そう思っています。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) それで、きょうの新聞に兵庫県の高校生の子、自殺しましたですね。そのことについて高校の校長はこの保護者に対して、自殺ではなく不慮の事故という表現にできないかと、こういう打診をしたという事で、きのうからニュースになっていますのでご存じだと思いますが、私はこの記事を読んで、文科省からこういう一連の通達というか、基本的な考えがあるのではないかと。なるべく事を小さくしよう、自殺なんていう大きなものをなくしていこう。そして、できれば隠していこうというのが教育委員会の根底にあるのではないかというふうに思ったのですね。教育長は初期対応

をしっかりやっていきたいということでありましたが、やっぱり基本的なところはどうか。そういう事を小さく見せたいというのは、どうしても教育委員会側、学校側にはあるものなのではないでしょうか。ちょっとそれ伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 基本的には、そういうことはないというふうに私自身は思っていますけれども。自殺は、平成 23 年度、小中高校合わせて、全国調査が先般発表されましたけれども、200 名という自殺、その中でいじめが原因で自殺ということで報道されているのが中学生で4名、たった4名です。

200 名のうち、いじめで。ほかの 58%というのは、小中校合わせて不明というふうに表現になっております。これは一件一件検証していないのでわかりませんが、学校は、川口議員さんのお話ですと、保護者に、いじめではないことにしてくれということ、これはもうそもそも履き違えではないか。やっぱり保護者との正確な情報、共通意識、共通認識に立って、正確な判断を下して事実を公表すべきであると、こういうふうに基本的に私は思っています。文科省から「極秘にしないで、秘密にしないで」という指導は一切ございません。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか。多分これ以上詰められませんけれど

も、詰めてもなかなか本音というのは言いづらいただろうというふうに思うので  
すね。

では、どうでしょう。この学校は、道徳教育実践研究授業の指定校を受  
けていたということなのです。これ、平成 21 年、22 年かな。2年間受けてい  
たと。その後、「いじめをしない、させない、見逃さない、許さない学校づくり」  
という、こういう標語をつくって取り組んできたということなのです。大津の  
場合ですよ。

こういうのが、こういう標語を掲げていると、どうしてもうちでは「自殺はあ  
ってもなかったことにしたい」という気持ちが働くのは仕方ないと思うのです  
けれども、この点教育長、同じお気持ちというのは、同じお立場に立って、し  
たいというのはいかがでしょうか。そういうお考えになるかどうか、伺いたい  
と思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 文部科学省とか県教育委員会から研究を委嘱すると  
いうケースは多々あります。この学校は道徳の研究を発表していた。だから  
こそ、その結果として、我が校からこういう自殺が出てきた。そのことは大き  
な恥になるのではないかと、そういう一般的なお考えということですがけれど  
も、私は逆だと思ひましてね。

前からいらっしゃった議員さんおわかりのように、菅井中学校が一回荒

れて、それで校舎の窓ガラスを割ったりとか、連日新聞報道になったときに、全員協議会を開いていただいて、私のほうから説明をさせていただきました。やっぱりそういう負の部分は公表して、そして地域やいろんな多くの方々から協力をもらうということのほうが本筋である。全員協議会で、菅谷中学校の生徒が新聞報道で何回も出たときに、今でも清水議員さんの言葉を覚えています。「教育委員会がこういう情報を出してくれたんだ。今度は我々が何をするかだ」という、今でも覚えております。やっぱり情報を公開するということは苦痛であります、そしてその後に大きな協力とか理解とか得られると思っております。

心情として、こういう研究発表すると、そこから「こういう事態が出ると恥だ」とか、そう思いますけれども、私はそうは思いません。したがって、菅谷中学校でも県の研究委嘱を、県に逆にお願いして生徒指導の研究委嘱を受けました。そんな気持ちです。経験からまた申し上げました。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか。大変立派な、立派というか、立派過ぎるので。本当はもう一つ聞こうと思ったのですが、何か尋問調になってしまうので、もうこちら辺でやめておきますけれども、初期対応が教育長、大事だと。こういう大きな事件になったときに、まずいじめを考えて対応することが大事だということでご報告にありましたので、起こさないことが一番なのですが、起きてしまった場合には、ぜひ保護者の身になって対応していただきたい

いというふうに思います。

それで、(3)に移ります。本町の学校のいじめですが、認知をしたのが2件、そして前提に、今対応しているのが1件だということであります。これは、どういう調査のもとにこういう件数になったのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 中学校が1件と小学校2件です。2件は学校の発見がきっかけでございます。1件は、教育委員会への電話によって対応した例であります。いじめの定義が変わりまして、中学生の1件というのは、部活動の先輩後輩での暴力行為です。たったの1回でした。だけれども、いじめの定義が変わったことによって、かつてのいじめは、強い者が弱い者に対して一方的に、継続的に、心理的、物理的な攻撃を加えるというように。そこから定義が変わりまして、一瞬でも相手がいじめだ、嫌だ、つらい、そういう気持ちになったとき、いじめと認知しなさいというのが新しい定義なのですね。そこで、たった1回での暴力行為でも、それはいじめとして対応しましょうということに対応して、おかげさまで、保護者、生徒も謝罪して休むことなく、これは解決いたしました。

2点目は小学生です。小学生の一番見分けが難しいのは、いじめを自分がしているかどうかというのを気がついていないということが一番大きいわけですね。そこで、1件は、これも解決をいたしました。学校の発見です。

1件は、教育委員会に小学生の子供のご親戚の方から電話があって、いつも筆箱をひっくり返されるとか背中をこづかれるとかいう電話がありました。教育委員会ですぐ対応をして、まず、そのおばあちゃんのご親戚の方にお会いして、状況を聞いて、学校ですぐ対応をいたしました。この答弁を書いているときに、そのご家族の方から教育委員会に電話で「ありがとうございます。学校のほうですぐ対応してくれて、よく目をかけてきていただいて、楽しく学校へ行っています」。先週の木曜日に電話がありました。

そういうように、先ほど申し上げましたいじめの発見のきっかけというのは、学校はわずか半分なのですね。よそからの情報というのが約半分なのです。学校が発見するうちの、教員が、担任がじかに発見するというのは20%っていないのですよ。多くはアンケート調査なのです。ですから、学校ではアンケート調査を重視して、実態の把握に努めています。先ほどの繰り返します、3件については教員の発見、それから保護者からの相談、3件でございます。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) なるほど。アンケートというのは適宜行っているのでしょうか。書いてありますけれども、ちょっとどのくらいの間隔で行っているのか、そのことをちょっと伺います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 各学校、小学校、中学校で実態が違いますから、小学校でも低学年、中学年、高学年違いますけれども、全校でアンケート調査を実施しております。定期的に1学期、2学期、3学期、大体やっております。何かこういうときがあると、緊急に、臨時的にアンケート調査を実施しています。なお、大津のいじめがありましたので、8月の校長会で、「まず9月の新学期当初にアンケート調査を実施しましょう」ということで、現在学校ではその準備をしている、あるいはもう実際に、第1回目終わった学校もございます。そういうことです。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうすると、このアンケートでは、この3件のいじめ。1件は先生ですけれども、これをわからなかったということなのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 先ほど申し上げました小学校の件ですけれども、小学校も発達段階によって、先ほど申し上げましたいたずらだとかふざけっこだとか、そういう認識で、いじめをしているという認識がないままにやっている場合が多いのですね。アンケート調査では、この2件は出てきませんでした。日常に落ちつきのない多動的な子供が、そういうちょっかいを出したりとか、いたずらをしたりとか、それは日常の指導で常々行っているところです。アンケートにはそのことが出てきませんでした。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか。大変アンケートが重要だというふうに、この間いろんな学者、先生がどなたかおっしゃっていましたので、でもそこでは、ちょっとまだわからない部分もあるのだということでもありますので、私はこれ以上材料がありませんので、わかりました。

4番目のいじめがあった場合、多忙な教師が対応し切れるのかというのが私は一番問題だと思っているのですね。教育長は、マニュアルがあるのですよということで6点ほど述べておりましたけれども、問題は、そのマニュアルがあっても、教師がこのマニュアルどおりに動ける時間、対応できる時間があるのかというのが一番の問題ではないかというふうに思うのですね。

これ、ある方の普通のときの時間なのですが、7時20分に家を出て、この方は5時に帰れると、5時に帰っていると。ただ、5時に帰ってからどういうことをしているかという、家事を済ませた後、あすの授業の教材の準備、会議の資料作成、時間割りなど、1週間の計画表の作成などをやって、寝るころにはもう深夜になっていると。これやるのが10時過ぎだといいます。あすの授業の教材の準備などをやるのが。深夜になっているということですので、今の学校の授業をしたり、その準備をしたりで目いっぱいというのが今の教師の実情ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 以前も川口議員さんから教師の多忙化で教員の負担の軽減策はどうなっているかというご質問をいただきました。国も県も、教員の負担軽減のプロジェクトをつくってやってはいるものの、実際、後から後から新しい学校に対するニーズというか、要求がふえてきます。嵐山町としては、教育長になりましてから何回かお答えしているように、できるだけ負担軽減のために、教員の研修会であるとか印刷物の作成等、あるいは教育委員会主催の行事等、できる限り削除していきました。

国、県のほうでも教員の定数をまずふやしたということが1つですね。それから、埼玉県独自で35人学級を小学校1、2年生で実施したと。実際、小学校では、全学年の菅谷と志賀と七郷小学校入れて35学級、小学校あるのですけれども、既にもう31学級は30人以下の学級なのですね。ですから、そういう一人一人に目が行き届くという背景はできてきたけれども、では中身は、ハードはできてソフトの部分はどうかというと、川口さんおっしゃるように、非常に厳しいものがございます、正直申し上げまして。だからこそ、いじめがあった場合に、先ほど答弁があったように、担任が抱え込んではいけませんよと。学校が抱え込んではいけませんよと。担任一人任せにするのではなくて、問題を学校全体で共有して組織的に対応しましょうということを確認をさせていただきました。

多忙化は、本当におっしゃるとおり意味がわかります。ましてや、新教育課程で授業時数がふえてきました。それから、学校に期待するニーズ、要望

するニーズもふえてきました。教育委員会としてもその辺は、指導主事の派遣であるとか、いろんな形で負担軽減をますます図っていく必要があるなというよりはより強く感じております。川口議員さんのおっしゃるとおりであります。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そこまでお話ししていただけないのではないかなと思っていろいろ準備はしてきたのですが、そこまで話していただいたので、やっぱり私は今の教員の数でいじめが起きた場合、ましてや自殺まで発展してしまった場合、対応というのは大変だと思うのですよ。

きょう持ってきていますけれども、ある学校の教師をやっていた方の投書で、いじめの対応が一番大変だったというふうに載っていたのですよね。普通の授業はあるわけですから、やっぱりそれを私考えまして、教師の数をふやしていかないと根本的には解決をしていかないなと思うのですね。スクールワーカーを対応するとか、それも必要ですけれども、基本的には、教育の面を持って、加害者側には対応していかないと、そのまま大人になってしまったら、これは社会へ出て悪いことしますよ。そういうことになりますよね。ですので、今警察の問題が取り沙汰されて、どんどん入ってくる方がいいのではないかというふうに言われていますけれども、刑務所というのは罰を与える機関ですので、罰を与えて反省するというのは、余り多くないのですって。再犯率も高いと。

この前、この前ってちょっと前ですけども、42%が再犯率になっているということなのですね。そういう面では、少年院との違いというのが出ていて、少年院のほうは、しっかりとそこは教育的なこと、指導を受けて出てくるので再犯というのは低いのですよということで、今少年の厳罰化というのが進められていますけれども、社会全体にとっては、それはマイナスだという方がいらっしゃるのですよね。私はその話を聞いて「なるほどな」って思ったのです。ですので、その前の学校側でできることは、きちんとやっぱりやっていくためには、教員をふやしていくために、ぜひ教育長、いろんな役をさせていただきますので、ふやしていくように話していただきたいと思うのです。

我が党の国会議員も平野文科相に質問しております。多忙化の解消を求めています。平野文科相は、教員が多忙であるのは否定しないと。子供と向き合う時間が大きくとれるようにするため、定数の改善をしていかなければならないという答弁をしているのですね。これが実現するかどうか。実現させるために、ぜひいろんな場で働きかけていただきたいというふうに思うのです。

それと、教員の評価制度というのも、私は足かせになっているのではないかなと思うのですよね。教員評価というのを読ませていただいたのですが、このいじめの対応というのは、いじめをなくしたら評価が上がるように評価されるというようになっているのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 前段の制度的に定数を改善するということは川口さんのお話のとおりです。これ国の制度にかかわることです。国も教職員定数改善計画をずっと第6次、第7次というふうにやってきている中で、昨年度、民主党政権が35人、30人学級を計画的に実施していくのだよということだけでも、予算上のことでストップしているのですけれども、これについては、県の教育長会議の最重点要望として定数改善計画を、国だけではなくて県費負担教職員の、県単負担の教員増を要望しております。

それから、2点目の人事評価といじめ。いじめがあったら人事評価が云々とありますけれども、そもそも人事評価というのはそれが観点ではありませんので、職務能率での意識だとか、職務の改善にプラン・ドゥー・シーで生かしていくという、そもそも目的が1つですので、いじめがあったら云々というのは、逆に言うと、私はこの前、全部の教員、夏休みの研修会、これ1回だけなのですけれども、ふれあい交流センターに集まったとき申し上げたのです。いじめがある学校が悪い学校ではない。いじめを解決するのがいい学校だ。それから、どの学校でもいじめはあるのだと。それから、いじめがあるから悪い学校ではない。いじめを解決するのがよい学校。そのためには、やっぱり先生方一人一人でそういう意識を持って対応しましょうということをお話し申し上げました。そういう意味で、いじめがあったから人事評価が云々というのは一切関係はないと言ってもいいと思います。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 私、言いたいことを先にお話ししていただいたので、私の質問ではないのですけれども、ただ、こういうふうに言っているのです。いじめというのが項目にないわけですから、そうすると必然そこから逃げたくなると、教員も。あってもないというふうにしたくなると、そういう気持ちは人間としてなるのだと思うのです。私は教員になったことがありませんからわかりませんが、多分なるのだと思うのですね。私もなったら、きっとそうなると思いますよ。

そうすると、それでも別に評価は変わらないのだと。私はむしろ、今おっしゃったように、なくしたら評価が上がるように私はすべきだというふうに思うのですけれども。そのことは教育長に言っても無理でしょうから。結局、評価されるものを教員は一生懸命やるということで、評価されるものに限って力を入れるということをやってしまうのだということなのですね。

一方で、またこの方もおっしゃっているのですけれども、評価が教員自身の成果として出てこないとまた評価が下がると。教員の成果が出てこなければ、評価が下がれば校長の評価も下がると。だから、最初に戻ってしまうのですけれども、いじめというのは認めたがらないのだというふうに言っているのですね。

教育長、個別にはないのだというふうにおっしゃったのですが、それは個別にない、本当にないのかなと思うのですけれども。よく宮崎の例がこの本

には詳しく載っているのですけれども、評価制度にも、ないものについては、その先生も一生懸命やらないというふうにお話ししていましたので、共通したものがここにはあると思うのです。さっきのところ、ご紹介したのは、愛知県の教育大学の副学長をされている折出という方ですか。その先生のインタビューを紹介したわけなのですから。それはいいです。評価というのがないということで。わかりました。わかりましたので、ちょっと次行きたいと思います。

いじめの告発があった場合にということですが、町長は「適切に対応してまいりたい」という答弁ですよね。つくることは適切だし、つくらないことも適切だというふうになってしまうと思うのですね。でも、保護者はつくってほしいということで要望した場合、私はこういう制度をつくってほしいということなのですが、ちょっとこのつくらなくてもいいというお考えはどういうところから発生するのか、ちょっと伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 つくる、つくらないではなくて、そのときに適切に対応したいと答えさせていただきましたが、今答弁の中にもありましたけれども、いじめが見つかるのが学校の教職員 51.6、それであとは四十何%って、半分は外からというようなことで、どんないじめがどういうことになるのかというのわからないわけですね。それで、いざそういうものが出たらそれに適

切に対応したいということでありまして、つくらないとかつくとかではなくて、  
どうなのが適切なのか、その場で検討していきたいということですので、調  
査なりなんなりのこの第三者委員会的なものが必要として認めれば、これ  
は当然つらなければいけないと思うし、いや、そうではなくてというようなこ  
とであれば、それはなくてもいいのかなということもあるかもしれないし、そ  
のときに適切な判断をしていきたいということでございます。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 第三者委員会は前から設置されていたみたいなの  
ですよ。これは共同通信が調査をしているのですけれども、これ最近の調査  
ですけれども。過去6年間で2件にとどまっていると。1件はさいたま市、もう  
一件は静岡県浜松市だということなのですね。若干漏れがあるかもしれ  
ませんけれどもというふうな書き込みは最後にしてあるのですけれども、制  
度的にはだから、できるわけですね。大津でもつくっているわけですからね。  
これを、何で保護者が求めているのに、「つくります」という答弁がいただけ  
ないのか、私にはわからないのですよね。何か教育委員会が不利になると  
きには、ではつらくないでやろうということになってくると思うのですけれども、  
そういうことをなくすために、教育委員会がきちんと平等で、公平に見てくれ  
れば求めないで済むわけですけれども、求めてきた場合には、何か不公平  
なものを感じるから求めてくるわけで、それは第三者委員会で調査をする  
というのが、してもらおうというのが一番いい方法ではないでしょうか。いかがで

しょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 何か勘違いしているのではないかと思うのですけれども、つくらないとかつくとかということではなくて、第三者委員会、先ほど一番冒頭に話ありましたように、このいじめの難しさというのが根底にあるわけですよ。どういうことでどう起きたのか、起きるのかというようなこと。そして、それが見つかるぐあい先生が半分、外が半分。そして、そのいじめの内容というのが全くわからないで、それらに対する第三者委員会というものをどういう形で、どういうものをつくっておいたらいいのかということだと思っておりますよ。それがいかに機能するような形の委員会にならなければ意味がないわけですので、ですから、それにしっかり対応できるような第三者委員会なりなんなりというものが、あらかじめ前からできるような気がしないのですよね、私とすると。どういうものが起きてくるのだから全くわからないわけで、それで調査のアンケート調査の内容も、教育委員会のほうに行って教育長から説明を得て聞いておりますけれども、内容が本当にいろいろ調査、アンケートしているわけですよ。そういうものに対して、そのときに言ったことと、実際子供の置かれている状況というのが合っているのか合っていないのかというのがあるのですね。

さっきもいじめている意識がないとか、あるいはいじめられている意識が

ないとか、中学生あたりになると、プライドもありますから、いじめられていたっていじめられていると言わないしというようなこともあるわけですよ。そうなってくると、あらかじめそういう第三者の委員会というものをどういうものにやっておいたら機能的な形のものにできるかというのが大変難しいように私は考えておりますので、そのときにいろんな方から、ご父兄のご意見も当然お聞きをするわけですが、そういうようなものに諮ってつくったほうが効果的なものができるのではないかな、そういう意味でございます。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) なるほど。要は人選の問題ですね。人選がそのいじめの件にふさわしい人を選ぶということで対応すればいいのではないかと、思うのです。だから、つくることを前提にして人選が適切な人を選任したいということで、今現在はそれでいいのではないですか。いかがですか、つくることを前提にして。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答弁したとおりですので、いずれにしましても、先日も教育長のところへ行って、いろんな嵐山町の状況、そして県の状況というのを聞きました。

それで、この間も川越のいじめの問題が事細かく新聞に出ていました。議員さんおっしゃるように、あの問題をどこの時点で、では教育委員会なり

学校なりというのがわかったのだろう、わからなければいけなかったのだろうということなのですね。子供がそういうような対応というか、答えをしていないわけですから。そうすると、非常に難しいのですよね。ですから、そういうものを含めて、やっぱり第三者委員会もそうですし、学校と児童生徒、家庭だけでは無理なのではないかと言ったのですよ、教育長に。もっと周りの人、それも含めた形のいじめ問題についてのかかわり方、意識の持ち方というものもないと、ちょっと学校と父兄と家庭と、そのところで話し合ってもらえればいいのかという問題では、もうないような気がするのですね。わからないわけですから、その中だけでは。ですから、もっと関係のないとか、部外者とか、そういう人たちも、しっかりこのいじめに対する意識とか、そういうようなものの見方とか、そういうものが周りにないと、そういう見る目がないと、その学校、家庭、子供だけではうまくいかないのではないかな。川越の新聞報道を見てつくづく感じました。そういうことも含めて、ですから委員会についてもそんな考えでございます。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか。町長のおっしゃっていることは、第三者委員会を超えたものを考えているようで、それはそれで必要だというふうに思うのですよね。いじめへの対応を、対策をどうとっていくかということでは。

ただ、今回私が提案しているのは、こういう自殺のような件、それに近い

ような件になった場合に、どうしても学校側の言い分が信用できないと。教育委員会の言い分も信用できないと。そういった場合に、第三者委員会をつくって、第三者がそれを調査していくということが必要ではないかというふうに思うのですね。

これ、NHKの早川さんという方が第三者委員会の必要性について、事実は何かということをもまず突きとめるというか、そんなような書き方を書いているのですけれども、やっぱり事実をしっかりと調査委員会はつかんでもらうと。そうでないと解決の方法も今後に生かすことができませんので。

2つ目は、今回の件は、学校本当に気づいていなかったのかということを書いてあるのですけれども、そのほか調査の件、調査権限の問題なども提案しているのですけれども、提案というか話しているのですけれども、何か事件が起きてしまった場合に、教育委員会も学校も説明が信用できないといったときに、この調査委員会に託すということが必要ではないかというふうに思うのですけれども、同じ答弁になってしまいますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 必要な状況ができれば、つくらないと言っているのではないのですよ。どういうふうな形でやったらより効果的なものの形になるかということですので、つくらない、つくると言っているのではなくて、どういうのが効果的なものか、その時点で検討する必要があるのではないだろうかというふ

うに私は考えていますということです。

それで、今も言いましたけれども、いじめというのが何かちょっと学校、家庭、子供、何かほかの人関係ないような感じになってしまうわけですよ。そうではないのですよ。見つけるのだって、そういうふうに関係している人はそれだけきり見つからない。それと、調査の内容についても、子供たちにいろんな細かいことを聞いているわけですよ。それは、学校と子供たちと家庭だけの問題ではないのですよね。ですから、やっぱり全部こう、いじめの問題について、そういう形の考え方を持つ状況をつくっていかないと厳しいのかなというふうな感じがしております。ですので、教育委員会のほうにも、そういう意識を持った形のいじめに対する取り組みをお願いしますということは話しております。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ちょっとすれ違っているような感じがするのですが、もうこれ以上言ってもだめでしょうから。ただ、町長の言い分を私は否定しているのではないのですけれども。ちょっと私の提案と違うのではないかなというふうに思うのですけれども、次に進みます。

放射能汚染に係る費用の請求についてです。放射能汚染に係る費用は、町民の税金を使用すべきでなく、東京電力に請求すべき内容だというふうに思います。

それで、(1)として、今までどのくらいかかったのか。(2)として、東電に

請求していく考えを伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

平成23年度までの経費でございますが、福島原発の事故の影響によりまして実施された計画停電の関係経費でございますが、約430万円でございます。主なものは、小川地区衛生組合のごみ処理経費で約258万5,000円、下水道のマンホールポンプの電源等の緊急対応経費で約125万円、その他は、エレベーターの復旧工事やバッテリー交換修繕等でございます。また、放射能関係経費が約268万円でございます。主なものは、放射能測定器の購入52万5,000円、その他水質検査や食材検査の委託料でございます。合計いたしますと約693万円となっております。なお、職員の人件費は含まれておりません。

次に、質問項目2の(2)につきましてお答えいたします。平成23年3月11日から11月30日までの水道水の水質検査に関する費用につきましては、東京電力に請求しておりまして、去る7月3日に合意書を取り交わし、7月20日に89万4,600円が入金されております。第2回目の請求は、県から8月31日付の文書にて賠償請求をするよう送付されております。今回、平成23年12月1日から平成24年3月31日までの費用を請求することになっておりまして、31万5,000円を請求する予定でございます。

その他の経費につきましては、さきの比企広域市町村圏組合の副市町村長会議であります調整委員会で話し合いが行われました。それを受け、8月29日に東松山市におきまして担当者会議が開催されまして、東松山市が東京電力原発事故に伴う費用を請求することに伴い、組合構成市町村全てで原則提出することとなりました。9月に東松山市が請求書を取りまとめ、東京電力に届けることになっております。

平成23年度の特別交付税では、東日本大震災分として、農産物放射能測定経費に対する費用が算入されているようでありますが、その費用とは別に請求事務を行う水道に関する費用を除きまして、細かく計算いたしますと540万4,378円、これを東京電力に請求をする予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 請求していただけるということでわかりました。横浜市では、14億1,000万円ぐらいかかったそうなのです、放射能汚染で。そのうち6,400万円が第1期分というのか1回分というのか、来たそうです。そのほか野田市は3億4,400万円、草加、八潮、吉川、松伏、埼玉県内ではこの5市町で1億3,500万円を請求するということでもありますね。嵐山町もするということですので、ぜひしていただきたいと思うのですが、ちょっと今初めてこれ答弁書を読んだので、まだ理解し切っていないのですが、合計すると693万円だと、でも請求は540万4,371円だと。ちょっとこの

差は何なのか、教えていただけますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 先ほどちょっと申し上げましたように、水道水に関する水質検査につきましては、既に東電のほうから請求してくださいということで向こうから話がございます、既に請求をし、既に入金をされている部分を除いた額ということでご理解いただきたいと思います。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) はい、わかりました。では、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次に進みたいと思ひます。

3番なのですが、前議会における教育長の答弁についてであります。前議会において、給食センター長と栄養士の件についてご質問いたしました。全会一致による議決の採択をこのお二方が「間違っている」と言った問題で質問したわけです。

教育長の答弁は、「議会の議決は尊重」、尊重と書いてあるのですが、真摯に受けとめなければならないということでしたので、ちょっと私のほうで正確性を欠いておりますので訂正させていただきたいと思ひます。議会の議決は真摯に受けとめなければならないと述べながらも、反省と謝罪はありませんでした。そうすると、本心は真摯に受けとめると言いながら、本当はそ

んな気持ちはないのではないかというふうに疑わざるを得ません。反省と謝罪をしなかった真意について伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 質問事項3、前議会における教育長の答弁についてお答えをいたします。

前議会において私からは、「議会において採択の上送付された請願への対応は、これを真摯に受けとめ、適切に処理していかなければならない」また「議会の採択を真摯に受けとめ、学校給食に関するさまざまな声を大切に、安心して安全な学校給食の実施に努めてまいります」と答弁をさせていただきました。このことは私の本心でございます。

「反省と謝罪をしなかった真意を伺う」とのことですが、私の答弁内容に言葉が足らず、大変失礼をいたしました。職員の対応について反省いたしますとともに、川口議員さん並びに議会の皆様におわびを申し上げます。6月議会終了後は、再度職員に指導を行うとともに、請願にかかわる対応は、以降、こども課長に一本化をして処理をさせていただいております。今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 謝罪の先が間違っていますよ。これは議会にもしたほうがいいかもしれませんが、それと、私にはいいですよ。問題は、町民

の方が直接それを聞いたということなのですよ。それを私は聞いて、こんなことはないではないかと思ったわけですから、その町民の方に私は謝罪しなければおかしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 おっしゃるとおりであります。前回の川口議員さんの答弁では、こう言ったというという表現でしたので、どなたからお聞きになってどういうということは、はっきりはしていませんでした。しかしながら、請願にかかわる内容でございますので、おっしゃるとおり、町民の皆様方あわせて、請願の皆様方にもおわびを申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ちょっと素直に謝られ過ぎてしまうので、やっぱり、こういうものも人間関係で、つまらないところで腹立てたりします。その辺、ぜひご理解いただいて、私はやっていただきたいというふうに思うのです。特に教育長は教師を指導するお立場ですので、その教師が子供、児童生徒を指導するわけでしょう。やっぱり何かやって悪いことをした結果になった場合、やっぱり謝るといのが、子供たちに対して、直接の指導ではないかわかりませんが、間接的な指導になるわけですけれども。やっぱりそういうことも、私はお考えいただいてやっていただきたいと思うのですよね。

いじめをした側が、自分は遊びだったと、一切反省もしないと、相手に、被害者におわびもしないと、謝らないと、そういう子供を見て一体どう思うかということをお考えいただきたいというふうに思うのですよ。そういうところまで考えた教育長の答弁をこれからも私は望みたいというふうに思います。

以上で終わります。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

---

◇ 畠山美幸議員

○長島邦夫議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号5番、議席番号6番、畠山美幸議員。

畠山議員に申し上げます。ご質問の大項目2の小項目(1)、(2)については、先ほど川口議員の一般質問において答弁をいただいておりますので、ここでの第1回目の質問、答弁は省かせていただきます。

それでは、初めに質問事項1の子育て支援についてからです。どうぞ。

〔6番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○6番(畠山美幸議員) 議長のご指名がございましたので、一般質問を通告書どおりさせていただきます。議席番号6番、公明党、畠山美幸です。

大項目の1番から、子育て支援について。

(1)小児救急電話相談「#8000」は平成19年からスタートしています。夜間や休日に子供が急な発熱、下痢、嘔吐などの病気になったりけがをし

たときに＃8000に家庭電話や携帯電話からかけると、看護師さんが医療機関の受診の要否や家庭での対処法などアドバイスをしてくれます。このサービスが今年7月1日から夜の11時までであった相談時間が、翌朝7時まで延長されました。嵐山町では、運営方法や周知をどのようにしているか、お伺いします。

(2)平成24年度からパパ・ママ応援ショップ優待制度の6県連携(埼玉県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県)が始まりました。運営方法や周知をどのようにしているのか、お伺いします。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

＃8000につきましては、ご質問にもありましたとおり、夜間や休日における子供の急な病気やけがに対しまして、医療機関の受診の要否や家庭における対処法などを看護師が電話の向こうからアドバイスする小児救急電話相談事業として、埼玉県が平成19年度から実施しております。受付時間もこれまでの午後7時から11時までが翌朝の7時までと、深夜でも相談可能となり、小さいお子さんを持つご家庭にとって大変ありがたい体制ができたと私どもも喜んでいるところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、県が行っている事業ですので、町からの

負担金等はありませんし、どの程度の利用状況なのかも改めて報告はいただいていないところですが、ぜひ活用いただくよう周知の依頼が来ておりますので、出生届や転入届の際には、予防接種や比企地域こども夜間救急センターなどの説明とあわせまして、#8000 が掲載されているガイドブックやこどもカレンダーをお渡ししております。また、今回の受付時間の拡大につきましては、広報8月号に掲載をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目(2)について、内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。

パパ・ママ応援ショップは、埼玉県が平成 19 年5月から開始した事業で、中学3年生までのお子さんまたは妊娠中の方がいる家庭を応援するため、協賛店舗等が割引などのサービスを行う事業です。平成 24 年4月からは、同様の事業を実施している群馬県、福島県、茨城県、栃木県、新潟県の近隣5県との連携が開始され、埼玉県に住んでいる方も、各県の優待カードを利用して、それぞれの県の協賛店舗で優待サービスを受けることができるようになりました。他県カードを入手するためには、希望する方が必要書類をそろえて直接埼玉県に郵送で申し込みをするという手続が必要でしたが、平成 24 年7月よりこども課窓口でも配布できるようになりました。希望される方は、こども課窓口にて住所・氏名・年齢等を確認した後、その場で発行

しております。

近隣5県との連携及び他県カードの入手方法についてのお知らせを、7月号の広報にて掲載いたしました。また、町ホームページでも掲載しております。8月までの配布枚数は、群馬県16枚、福島県7枚、茨城県3枚、栃木県7枚、新潟県6枚となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 この際、暫時休憩といたします。おおむね10分間。

休 憩 午後 3時43分

---

再 開 午後 3時53分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

畠山美幸議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項1の子育て支援についての再質問からです。

畠山議員、どうぞ。

○6番(畠山美幸議員) そうでしたら、再質問をさせていただきます。

(1)のほうでございますけれども、8月号のほうで周知をされているという事で、なかなか周知をされておりましたも、8月の広報紙と、あと何でしたっけ、出生届や転入届の際にお配りをしていただいている状況ではございますけれども、やはり子育ての広場「レピ」だとか、ふれあい教室などで、そういう子供さんが集まるようなところで、こういう事業を延長というか、なりま

したよというようなチラシなどを配っていただけると、なお周知が広がるのかなと思いますので、ぜひそういうお考えはありますでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 お答えさせていただきます。

なるべくいろんな機会を捉えて、広報のほうはしてまいりたいと思いますので、ちょっと子ども課のほうと相談をさせていただきながら対応したいと思います。

○長島邦夫議長 畠山議員。

○6番(畠山美幸議員) (2)のほうに移ります。(2)のパパ・ママ応援ショップ優待制度ですけれども、先ほど答弁いただきましたが、ここで、今年の7月から、嵐山町は町に置いておいていただいて、本来でしたら170円かかってしまうところを、こちらが郵送して、向こうの返信封筒に90円分を添付をして送っていただかなくてはいけない、申請をしなくてはいけないところを今嵐山町で配布をしていただいているということで、意外とこの枚数を見ましたら、確かに7月の広報で、コピーしてきましたけれども、しっかり1ページとられて、広報していただきましたけれども、意外ともらっていただいているなと思いました。しかしながら、まだまだご利用を、周知が行き届いていない部分もあるのかなと思いますので、ぜひPTAですとか、そういう保護者会などのときに、プリント配付を、ぜひ先ほどの#8000とあわせて、子ども課のほ

うで配付をしていただくようなお考えはありますでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えいたします。

今現在、埼玉県での分が、配布しているのが有効期限がございまして、25年の3月、この年度をもって有効期限が切れます。また、県によってそれぞれ有効期限が違うのですけれども、新潟県等でも各年度ごとというようなことになっております。

また、埼玉県の当時始まったときに、22年度には、更新になった22年度については、町内の小中学校、幼稚園、保育園に通う全世帯にこのカードを配布しております。それとあわせて、こちらに他県の連携についても一緒に伝えたいと思います。

○長島邦夫議長 畠山議員。

○6番(畠山美幸議員) そのようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、大項目の2に移らせていただきます。(1)と(2)は、先ほど答弁いただいたということで、では質問に入らせていただきます。

いじめ問題について。まずは、亡くなった生徒さんのご冥福をお祈りいたします。大津市で中学2年生が自殺をしたニュースを聞けば聞くほど、私も同年代の子供を持つ親として大変ショックを受けました。どうしてもっと早く苦しいことを伝えてくれなかったのか。どうして身近にいる人が気づいてあ

げられなかったのか。本当にひとりで苦しんでいて、周りに心配をかけないで。これからまだまだ楽しいことがあったに違いないのに。もっと嫌なことから逃げてよかったのに。残念でなりません。

本町において、このような悲しいことの起こらないように、次の3点をお聞きしますということで、先ほど1番、2番はお伺いしました。(3)は、いじめには心の教育が大切だと思いますが、学校での教育はどのようにしていますか。

○長島邦夫議長 それでは、小項目(3)の答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 質問事項2の(3)のいじめは心の教育が大切だと思いますが、学校での教育はどのようにしていますかについてお答えをいたします。

まず、国、県が実施しているいじめの調査結果で、いじめの内容が多い順番から申し上げます。1位、冷やかし、からかい、悪口など。2位、軽くぶつかる、遊ぶふりをしてたたく、蹴るなど。3位、仲間外れ、集団での無視など。4位、金品を隠す、盗む、壊すなど。5位、ひどくぶつかる、たたく、蹴る。6位、危険なことをさせる。となっております。

こうした行為は、心のあり方と深くかかわることであり、議員さんのお話のように心の教育が大切であり、学校における全ての教育活動の基盤であると思います。

学校での心の教育の推進、1点目は、道徳の時間における道徳性、道徳的实践を養う指導の充実です。言葉遣い、決まりを守る、生命尊重、他人のものをとらない、からかい、他者の理解、いじめ、思いやり、情報モラルなど、学年の発達段階を踏まえた題材を取り上げて指導をしています。2点目は、教育活動全体を通じた指導による道徳教育の推進です。3点目は、異年齢集団活動、さまざまな体験活動、地域との交流などを通じた豊かな心の育成です。4点目は、児童生徒理解と温かい人間関係を育む学級経営の推進です。

こうした活動を通して一人一人の児童生徒が基本的な生活習慣、社会生活上の決まりを身につけ、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないなど、いわば心を耕す教育の推進に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) そうでしたら、再質問の(1)からお願いします。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○6番(畠山美幸議員) 埼玉県川越市で、1月、中学2年生の男子生徒が同級生から暴行を受けて意識不明の重体となった事件で、上田知事は14日の定例記者会見で、川越市教育委員会がいじめの実態を把握しながら県教育委員会に報告しなかったことについて、市教育委員会の基本的ミスと述べられました。川越市教育委員会は、3月下旬には、学校が行った調査

に「いじめの実態を把握していた」というふうに記事が載っていたのですけれども。

先ほど、1年間のうち1学期、2学期、3学期とアンケート調査はやっているという、こういうことがあったときには臨時的にもアンケート調査をしているというお話でしたけれども、アンケートの内容の中に、例えば、もし自分がいじめられている子が誰に相談ができますかとか、そういう文面は入っているでしょうか。どういう人に相談をしますかというような内容が入っていますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 先ほど申し上げましたように、小学校、中学校、学年の発達段階それぞれ違いますが、ニュアンス的なものは入っています。好きな一緒に話し合える友達はいますかとか、そういうあれがありますけれども、今誰に相談しますか云々という直接的な答えはありません。

具体的に、ちょっと幾つか、どんなアンケート調査をやっているのかなど。例えば小学校では、無視されたり、仲間外れにされたりすることがありますとか、冷やかしたとかからかい、悪口を言われたことがありますとか、自分の持ち物を隠されたりしたことありますとか、いろいろこういったようなことのほかに、あなたの友達でいじめに遭って、つらい気持ちで暮らしている人いますかとか、あるいは中学校あたりになりますと、具体的に、いつ、どこで、誰に、どんなことをされたかとか、具体的な表現があります。そのほ

かに、先生方に伝えたいことはありますかとか、あるいは家の人に聞いてもらいたいことありますかとか、各学校によっていろいろまちまちです。

そこで、至急、各学校のアンケート調査の内容を全部教育委員会で回収して、校長会、教頭会、生徒指導主任委員会で、嵐山バージョンをもう一回つくり直そうよということで今進めております。そうした中で、今お話しのような視点も入れられるかどうか検討していきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 先ほど、ちょっと川口さんとダブるところがあるかもしれないのですが、文科省のことが書いてありまして、専門家を活用して学校や生徒を支援する組織を全国200地域に設置。国も大学教授や弁護士らによるアドバイザー組織をつくり、学校や教育委員会を支援する。次、②として、学校現場がちゅうちょしてきた出席停止制度の活用や学校と警察への連携強化。また、③学校の相談機能を強めるためのスクールカウンセラーやソーシャルワーカーを大幅増員し配置するなど、対策で際立つものは外部専門家の活用だというふうなことが書いてあったり、あと4番目に、国が前面に出て積極対応すると強調したが、これで子供との心のチャンネルが開かれるのかということと、あと現場が本気で取り組める体制を整え、支えること。学校現場が子供の気持ちの変化に目配りできる余裕がなければ、どんな支援も空回りする。必要なのは、兆候をいち早く把握し迅速に対応すること。事実を隠蔽するようなことは許さない。あと、認知件数より、しっ

かり対応できたかどうかなどがいろいろとこういうふうに書いてあるのですけれども。

いろいろとこういうふうに書いてある中で、学校現場がちゅうちょしてきた出席停止制度や学校、警察への連携強化なんていうことなどはやるおつもりがあるのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 出席停止は、いつとき全国的に、これはいじめ云々ではなくて、非行問題行動です。暴力行為をする。そういうときに、これをもっと積極的に活用したらどうかという国の方針があったのです。実際埼玉県でも去年はゼロのようです。嵐山でも、いじめということではありません。

例えば、かつてやっぱり数人荒れた子供がいたときに出席停止をいたしました。これは適切に活用していかなければならないし、あるいは停止させればいいのかというのではなくて、停止させている期間に、保護者、生徒に、どういう学習、どういう指導方針をしていくかと、ここが一番難しいです。ただ休めばいいというものではありません。

そのほかに、2点目の警察の連携は、これはずっと昔から学警連という組織がありまして、学校と警察の連携組織。それは、主に非行問題行動にかかわって、いわゆる生徒指導にかかわっての情報交換をしたりとか、そういう連携は昔からやっております。いじめについては、これが犯罪と結びつ

くような可能性があったりとか、あるいは暴力行為を伴ったいじめについて、年齢相応の処遇、対応をしていく場合には、当然これは必要になってくるかというふうに思います。

以上です。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) あと、先ほど言った中に、「学校の相談機能を強めるためのスクールカウンセラーやソーシャルワーカーを大幅増員し」ということが書いてあるのですけれども、今嵐山町におきましては2人のスクールカウンセラーさんがいらっしゃいまして、月に1回ないし2回来ていただいているというお話は伺っているのですけれども、まださらにこれを増員するということはあるのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 スクールカウンセラーというもう今から12年ぐらい前に、かつていじめや不登校の対策事業として、国、それから県の事業として立ち上げた制度です。これは、いじめ、不登校の指導が中心になります。県が採用して、各中学校に派遣をします。嵐山町の場合は、年間35日配置されております。人数を暗算して、菅谷中学校では昨年は21回、簡単に言うと21日来ていただいている。玉ノ岡中学校では、14日、14回来ていただいていると。

今度の自殺による事件等を鑑みて、文科省は9月の5日に、取り組み方針として、今畠山議員さんがお話しのことを、事業を立ち上げて、そのために概算要求に持って行くのだという中にスクールカウンセラーの拡充ということがあります。これが実際に予算化されれば、私ども現場サイドは大変ありがたいのです。スクールカウンセラーをやっている資格は、臨床心理士、それから精神科医等の資格を持った方ですので、学校の教員では対応できないカウンセリングなど頼りになる方ですので、これは期待しているところです。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) スクールカウンセラーさんは、生徒さんだけではなくて教員の方のメンタル面も診ていただけるというか、お話を聞いていただけるとお伺いしているのですけれども、そうであってよろしかったですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 それは、かなりの部分なのです。要するに学校の教員は、専門的な臨床心理士の資格を持っているわけではありませんが、研修をしているわけですから、専門的なカウンセリング技能とかお持ちですので、まず一番多いのは教員が相談をする、それが圧倒的に多いです。ですから、そう意味でもぜひ拡充をしていただきたい。県にもお願いしたいと考えております。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 先ほど川口さんもおっしゃっていたのですけれども、学校の教員の時間的な問題が、このところ書いているのですけれども、「その一方で、問題に真っ先に対処すべき教員を取り巻く環境は意外に厳しい。教員は、残業時間がふえ、授業の準備時間も少ないと文部科学白書2010が指摘するように、教育以外にも多くの労力が割かれている。現場では、人格の完成を目指すとの教育基本法の教育目的に立ち返る余裕もない。いじめの解決には、一つにはこの本末転倒な状況を変える必要がある。教員が一人一人の子供と丁寧に接することができるよう、教員数の増加や教員各自の役割分担の明確化などの現場の負担軽減と法律化を急ぐべきだ」ということが書いてあるのですけれども、先ほど川口さんにご答弁されておりましたので、でも、いいですか、聞いて。よろしく願います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 元来教員は、勉強をしっかりと教えるということが本来の仕事なのです。それで、子供と向き合って、知・徳・体、調和のとれた成長にかかわっていくというのが本来です。しかし、教員を取り巻く社会的条件とか、いろんなものがかなり窮屈になっている実態もあります。

それから、一番力になるであろう保護者、いわゆるモンスターペアレント的なこと、そういうことで苦しんで、あるいは精神的な病気になっている教員

もいるわけです、実際に。具体的な例として、いじめのご質問ですので、いじめについて、いじめられている側の保護者と学校が対応するときに、うちの子だけではないでしょうか、学校で起こったことは学校で全部解決するのが当たり前でしょう、何で呼んだのだとか、いじめられるほうにも問題があるのではないのか、そういう保護者もないわけではないのです。同じいじめの問題でも。でも、そういう場合に、その担当の教員が孤立してはいけません。先ほど申し上げましたように、校長を筆頭に全教員が問題を共有して一丸となって対応していくということもお話を申し上げさせていただきました。

お話のように、川口議員さんのところで申し上げたように、何としても教員の定数増について、引き続き私たち教育長としての会としても、県や国へ要望していきたいと考えております。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ありがとうございます。地域の力で子供を守るといふことで、嵐山町は、いろいろボランティアとか、子供の見守りとか、いろんな面で子供のために動いていただいている方が多くいらっしゃいます。

そういう中で、神奈川県で県民集会というのが行われたそうです。その中で、子供のいじめや暴力、不登校を未然に防ぐため、地域の大人が積極的にかかわっていく県民運動である「かながわ子どもスマイルウェーブ」というものを立ち上げているそうなのです。こちらは、幅広い年代が参加した初の県民集会が厚木市内で開かれ、子供のために大人は何ができるのかを話

し合いましたということで、こういう話し合いの場があったそうです。

その中で、「私はなるべく近所の子供に声をかけるようにしています。うるさいおばさんと言われるかもしれませんが、そんな大人がいてもよいと思うのです」という方もいれば、教育実習で久しぶりに母校を訪れた大学生は、子供たちと年齢の近い若者が地域の人々と一緒に動き出したときに子供たちの笑顔がつかれるのではと提案。母校では、起きている生徒同士のけんかや喫煙を目の当たりにして、自分たちに何ができるのかという問題意識を持ったようです。参加者に共通しているのは、子供と積極的にかかわり、成長を見守ろうという気持ち。駅前でたむろをしている若者に、勇気を振り絞って声をかけたという人や、小学生の登校時間に合わせて出勤して、少しでも触れ合いの機会をふやす人もいます。少年野球のコーチを長年務めたという参加者は、昔指導した子供が私より身長が高くなった。今でも笑顔で挨拶をしてくれることがうれしい。そういうこともあったり、あと子供たちの取り組みとして、これは高校生なのですからけれども、体育祭や球技大会のときに、PTAが麦茶や豚汁を提供していることに恩返しをしたいという生徒たちが決意して、学校周辺の落ち葉拾いや清掃活動に汗を流したり、月に1度、PTAが行っている挨拶運動に参加するなど、そういうふうな子供たちも変わってきたということが書いてあります。

また、商店会が行っている地域交流活動「小さな商店会の小さな友達づくり」について発表。市の花であるヒマワリを子供たちと一緒に育て、収穫し

た花を使ったオリジナル商品づくりに挑戦する中で、地域の大人と子供が親交を深めている様子が紹介されたというように、いろいろ地域ぐるみで子供たちを守っていかなくてははいけないという運動をやっているという紹介なのですけれども、これを読んだときに、嵐山町はもうできているなと思いました。というのは、去年の年末に佐久間さんからお誘いがありまして、菅谷中学校で門松づくりを地域の方々がやっているということで、そちらにPTAのお母さんたちが豚汁、けんちん汁かな、をつくって、子供たちも一緒に食べたりして、あと野菜をつくっていたりとか、本当にいろんなそういう取り組みを嵐山町はやっていて、もう本当に自殺をするような子供を出してはいけない、出るわけがないというふうに私は思うのですが、やはり言葉に出せないでくすぶって、誰に相談したらいいのかわからないって思っている子供がまだいると思うのです。

そこを本当にいち早く先生目、地域の方目、親目ですっかり拾い上げて、本当に嵐山町からは、本当に13~14歳ぐらいで命を絶って、そのときは確かに苦しいかもしれないのだけれども、絶対にこの後楽しいことがいっぱい待っているということを学校の先生も教育の中で、今は確かに苦しいかもしれないよと、だけれども、楽しいことがこの後に絶対待っているのだから、絶対命を粗末にしてはいけないよということを、本当に声を大にして教育者が言っていただきたいと思うのです。親も言ってはいると思うのですけれども、なかなか今親も忙しいと言っている親もいたりして、もうぜひそういう

ふうにして教育の場で言っていたきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 まず、お礼を申し上げたいのは、嵐山町は本当に子供たちのためにいろんなかかわりを持ってくださっております。教育の面でも、教育長としてお世話になったときに、まず最初に、予算をお認めいただいて学校応援団を立ち上げさせていただきました。今でも続いております。それから、学校によっては、おやじの会もつくっていただきました。それから、区長さん、それから自治会、老人会の皆さん方に登下校の見守り、この活動もやっていただいております。さまざまな、それから学校の勉強の中で、お年寄り、地域の人に応援していただいている方、読み聞かせをはじめ、本当にありがたいことだと思います。こうした触れ合いは、きっと子供たちの心の財産になっていくのだろうというふうに思います。

そして、4年前に、当時の社会教育委員会議で、子供たちの健全育成を進めるに当たって、家庭と地域、行政の果たす役割について2年間議論していただきました。佐久間議員さんも委員さんで議論していただきまして、それで嵐山町子育て宣言をつくらせていただきました。テーマは「地域の人みんなが先生」というタイトルで、全家庭にこれを配布させていただきました。地域で子供を育てよう、地域の人みんなが先生ということで、これもしばら

くたちますので、また町と相談して、新しい形か、あるいはそのままか、どう  
いう形かで、また活用をさせていただきたいというふうに思います。

それから、お話のように、地域の子供に声をかけるというのは、ある面によつては非常にどなたでもできることと、それから、ある程度の年齢の生徒に非行じみた場面で注意するのは、大人といえども非常に勇気の要ることだと思います。でも、そうした勇気というものは、たくさんの力が集まればできるのだらうと思うし、その子のために、本当に後になってみて、怒ってくれる大人がいた、叱ってくれる大人がいた、そういうのは成長の一つの糧になるのかなと。難しいことだと思いますけれども。

そういった意味で、先ほど町長さんの答弁にもありましたけれども、先週、教育長室にお見えになってご指示をいただきました。学校だけでは、先生だけでは、教育委員会だけでは、こうしたいじめの問題は解決できない。やっぱり地域の人の方が何ができるのか、何が応援できるのかと。そういう視点で、もう一度何かアピールはできないだろうかということで今検討をしております。ぜひ議員さんにも応援をいただきたいと思います。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 一生懸命応援しますので、よろしくお願ひしたいと  
思います。

いじめの無料相談窓口という電話番号がいろいろとあるので、こちらが、  
いじめや不登校など児童生徒の相談、子供の自殺防止、乳幼児を持つ保

護者の不安や悩み、いじめや不登校など児童生徒の相談、いつでも、誰でも、どんな悩みでも、あと子育て、いじめや体罰など子供にかかわる悩み、いろいろこういう窓口がありますので、こういうのを一覧にして、やはり学校のほうでぜひ配布をして、なかなか自分の親、友達、先生には相談できないけれども、こういう第三者の全然関係ない人には相談できるというような子がいた場合に、ぜひ、この電話番号を学校のほうで配布をしていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 何としても、あらゆる場面で子供が訴えられる場面、それについては、今のお話を含めて、まだまだほかにもあります。人権擁護委員会を出しているミニレターもありますし、それらを集約して、ほとんどもう今お話しのもは既に何年か前から学校に配っているのです。ただ、一括したものというのはないので、いいヒントをいただきましたので検討させていただきます。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 大項目の3に移らせていただきます。図書館の利用について。

(1)今年も暑い夏になり、平均体温と同じ気温を毎日更新しました。夏の暑い時期は、少しでも涼しいうちに、やるべきことを済ませたいと思うのは人

の常です。本町の図書館の開館時間が午前 10 時からになっていますが、比企管内を調べたところ、午前9時からや9時半が大半を占めています。嵐山町のお考えをお伺いします。

(2) 幼い子供を持つ母親などのために、赤ちゃんが泣いていても周囲に遠慮せずに図書館を利用できる時間帯を設け、それを事前に図書館の利用者に知らせて協力してもらう「赤ちゃんタイム」の導入のお考えを伺います。

(3) 図書館の雑誌コーナーの充実と経費削減のため、「雑誌スポンサー制度」の導入のお考えをお伺いします。

○長島邦夫議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 質問項目3の(1)についてお答えいたします。

比企管内の開館時間の状況ですが、9時開館が鳩山町、ときがわ町です。9時30分の開館が、東松山市、吉見町です。10時の開館が、小川町、滑川町、川島町、嵐山町です。他館と比較しても、とりたてて開館時間が遅いとは考えられない状況であるが、現在の職員数で仮に9時30分に開館するに当たっては、閉館時間を30分前倒しし、17時にするなどの方法も考えられますので、今後検討してまいります。

質問項目3の(2)につきましてお答えいたします。

「赤ちゃんタイム」は、「子連れでもゆっくと図書館を利用したい」、「子連れでは図書館は利用しにくく、親の本も選びたいが、周囲の迷惑を考えると

ゆっくりと選べない」といった声に応えるもので、ある一定の時間を「赤ちゃんタイム」とし、開始前の開館アナウンスやポスターの掲示によって一般利用者の協力を求める制度です。現在当館では、乳幼児が泣いてうるさい等の苦情は他の利用者から伺っておりませんが、今後の状況を見て検討してまいります。

質問項目3の(3)につきましてお答えいたします。

雑誌スポンサー制度は、雑誌の購入費をスポンサーに負担していただき、その雑誌の最新号のカバーにスポンサーの名称と広告を掲載させていただく制度です。自治体にとっては、雑誌購入経費の削減、スポンサーにとっては、雑誌最新号での広告は多くの人目にとまることが期待されますので、身近な広告媒体としてご活用が期待されます。

今年8月末現在の県内 67 公立図書館の状況ですが、導入済みが 14 館、導入予定が1館、検討中が6館、導入予定なしが 37 館、その他が9館という状況です。比企管内の図書館では、嵐山町も含めて全て導入予定なしです。自治体、スポンサーにとってもよい制度ですが、スポンサーが集まらない、スポンサーの継続性の確保が難しいなどの問題点もあります。今後は、近隣の状況や効果、問題点を踏まえ、導入について検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 先ほどの開館時間なのですけれども、私が調べたものと、川島町は9時半からって書いてあったのですけれども。大塚課長、今10時からって、川島町、おっしゃいましたけれども、私これインターネットでつい最近見たのですが、10時でよろしいのでしょうか。

○長島邦夫議長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 私のほうで調べた範囲では、川島町、10時ということでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 私のとちょっと違うのですけれども、滑川町、小川町は確かに10時から。しかしながら、後ろの時間を見ますと、小川町は朝10時から、火水木は6時。12月から3月までは、これは何曜日かな、7時までやっていたりとか。これは土曜日かな、ちょっとすみません、これわからない。午前9時から午後5時までというのが土日、祝日ということで書いてあるのですけれども、後ろが割りかし皆さんどこも長いのです。吉見町は、9時半から5時半で、土日は9時半から5時ということで、嵐山町みたいに長い時間が、うちは水金が7時までやっておりますけれども、吉見町は朝は早いけれども、終わりはもう5時とか5時半ということで、開館時間が早く終わっているところもあるのですが。

しかしながら、こう見ると、5時とか6時とかというところが多く見られるの

です。やはりちょっと町民の方から言われて、夏休みで早い時間にとっとと、さっさと図書館に行って本を借りて帰りましょうと思って9時過ぎぐらいに行ったら、職員はいらっしゃるのだけれども、開館は10時からですよと言われて帰されてしまったというお話があって、嵐山町は10時からだからねというお話をしたのですけれども、せめて子供のいる夏休みとか、そういう期間だけでも早い時間からやっていただくと助かるのだというお話だったので。

先ほど大塚課長がサマータイムでということで、今嵐山町が10時から5時半で終わっておりますと、例えば9時半からサマータイムを導入してしまったときには午前9時半から午後の5時で終わってしまうということになってしまいかねないですけれども、やはり後ろも余り早く閉められてしまうと、やはり町民の方も、今まで長くやっていたのに幾らサマータイムでもということで言われてしまいますから、この辺アンケート調査をして、夏時間を1時間なり30分早くしたかわりに、後ろは縮めてもいいですかとか、ほとんどの方が縮めないでと言うと思うのですけれども、そういうアンケート調査をして確認をしていただけないかお伺いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 サマータイムについてアンケート調査というお話なのですけれども、先ほどちょっと畠山議員さんからもお話があったように、嵐山町でも水曜日と金曜日につきましては10時開館の7時まで開館

しております。その他の時間帯につきましては、10時から5時半までの開館時間でございます。そういった7月、8月の暑い時期、今言ったように、今の職員体制で実施するには30分繰り下げるのが一番ベストな方法かと思いますが、そういったアンケートについても、また今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ぜひ前向きな検討をしていただきたいと思います。

では、(2)に移らせていただきます。「赤ちゃんタイム」ですけれども、私の手元にあるのが足立区の図書館の「赤ちゃんタイム」なのですけれども、こちらは本当に毎週水曜日、10時から正午までとか、あと第1、第4の日曜日だけ9時から正午までですよとか、そういう形で、そんなに回数は多くはないのですけれども、やはり子育てをしていらっしゃるお母さん方の息抜きの場として、図書館で赤ちゃんが泣いても大丈夫な日というのをつくっていただくと非常にストレス解消にもなると思うので、ぜひそういう場を設けていただきたいかなと思うのです。

入り口には「赤ちゃんタイムの日ですよ」という看板を置いていただき、やっぱり視覚障害の方も図書館を利用されている方もいらっしゃいますので、先ほど大塚課長もおっしゃっていましたが、館内放送を「今から赤ちゃんタイムが始まります」というような館内放送をしていただいて、本当に月

1回、最初は月1回からでもいいので、ぜひそういうお考えがないか、町長お伺いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 基本的に当然のことですけれども、図書館が多くの町民の人たちに使いやすい状況というのをつくっていかねばいけないと思うのです。それにはいろんな意見がございますでしょうから、先ほども申しましたけれども、図書館の協議会とか、そういうところでしっかり話し合いをしていただいて、どういうふうな形にしたら多くの町民が行って楽しめるのか、検討していただいたらいいのではないかと考えています。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ぜひ本当に、雑誌なんかも、ママたちが読むような雑誌なんかもあそこに置いてありまして、この後のまた質問でもありますけれども、そういう雑誌を買うという、やっぱり小さなお子さんがいるお母さん方、買って家でゆっくり見れば一番いいのだけれども、やはりそのお金ですらやっぱりもったいないなって、それを子供のほうに回したいなって思うお母さんっていると思うのです。そういうときに、一番最新の雑誌を見に行きたいときに、赤ちゃんがいるから見に行けないというのでは余りにもかわいそうだと思うので、書店で立ち読みすればって思うかもしれないのですけれども、ぜひ有意義に使える日を、本当に月1回からでもいいので、そういうママたち

のためにぜひ。

町民の方も、ギャーギャー、ギャーギャーうんと騒がれれば、でもそんなにうるさいよって、今本当に近所に子供さんが少なくて、かえって子供の声が聞こえてうれしいなと思う人もいると思うのです。さっき協議会でというお話がありましたけれども、そういううるさい人はだめではなくて、ぜひママたちのそういう息抜き場として、月1回でいいから、まずしょっぱな始めさせてほしいということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 町が何時にやるとか、どうだとかというのは、町民の声、皆さんの意見を集約するわけですから、図書館のほうに話をさせていただいて、そうすれば図書館の中で、どうしたらいいか、図書館の協議会を開いてやりましょうということになるでしょうから、そういう形で流れたほうが風通しがよくなるのではないかなというふうに思うのですが、よろしく願いいたします。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) わかりました。では、ぜひ大塚課長のほうから、よろしく願いしたいと思います。

3番目のスポンサー制度でございますけれども、こちらは近くでは川越市

が始めていますけれども、こちらは何かNPOが間に入っていたりしてちょっと複雑みたいなのですけれども、先ほどご答弁にありました67公立図書館のうち、半分近くが検討しているのかなという内容でございます。

確かに嵐山町内、スポンサーになってくれるお店というのが少ないとは思いますが、ではどういう人たちがスポンサーになっているのかなというのはちょっとわからないのですけれども、雑誌の、どういう雑誌にスポンサーがついているかという、女性ファッション誌ですとか、あと健康の雑誌ですとか、「きょうの料理」とかという料理の本ですとか、園芸、あとバイクとか「文藝春秋」、「ひよこクラブ」、地域情報誌、美容と健康、スポーツ、パソコン、ゴルフ、子供総合、車、歴史、そういうような種類の雑誌にスポンサーが、これは川越市のなのですけれども、ついていらっしゃるのです。

スポンサーをつけるに当たって、ちゃんと制度の要領というのがつくられておきまして、やっぱり雑誌のスポンサーですので、パチンコ屋さんとかそういうところが載っていたらやっぱりよくありませんので、そういうところは遠慮してくださいねというような要項がありまして、1年に1回、その雑誌代を払うというのか、1年分をお支払いいただいてスポンサーになっていただくという形をとっています。

例えば料理の本ですとかなどには、近くのレストランとか、そういうところが、今度こういうのが始まりましたということをつけて、個人でやっていらっしゃるようなお店なんかが1年間ぐらいただったら載せて、1年間で6,060円だ

ったりするのです。だから、この分を負担してスポンサーになっていただくというのが可能だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 雑誌スポンサー制度なのですけれども、スポンサーにとってもいい制度ですし、また自治体にとってもいい制度でございます。しかしながら、先ほどちょっと答弁でも申し上げさせていただいたのですけれども、実際スポンサーが集まらなかったりだとか、継続してスポンサーになっていただけないなどの問題もあるようでございます。そういった面も含めて、今後導入に向けて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ぜひ検討していただきたいと思います。

こちらは以上で、次、4番に移らせていただきます。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○6番(畠山美幸議員) 大項目の4番、特定健診について。

胃がんのリスクはいろいろあります。食生活や喫煙とあわせてピロリ菌です。ピロリ菌は胃の粘膜に存在する細菌で、40歳以上の日本人の場合、7割ほどがピロリ菌感染者というデータもあります。このようなデータもあって、近年胃がん死亡率が上位になっています。

そこで、採血だけで胃がん検査ができる「胃がんリスク検診」が注目されています。「胃がんリスク検診」は、胃バリウム検査よりも早期胃がんの発見率が高く、また将来どれくらい胃がんになりやすいというリスクも明らかにする検査です。特定健診に導入するお考えはありますか、お伺いします。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 質問項目4につきましてお答えいたします。

現在、特定健診につきましては、国で定めている服薬歴、喫煙歴、身体計測、身体診察、血圧と血液検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査の7項目にあわせまして、町独自として心電図、眼底検査、貧血検査を医師の判断により追加項目として実施しております。

ご質問の「胃がんリスク検診」ですが、この検診は胃がんそのものを発見するための検診ではなく、血液検査により胃がんなどが発生しやすい状態であるかどうかを検査するものとして、近年幾つかの自治体で導入を始めております。また、これと同様のアミノインデックスがんスクリーニングも全国的にごく一部の自治体ではありますが、行っており、これらも含めまして今後の動向に注視していきたいというふうに思っております。

お尋ねの「胃がんリスク検診」の特定健診への導入ですが、本町におきましては、特定健診を比企医師会との契約で個別健診で実施しておりますので、医師会とも相談させていただき、既に取り組んでいる他市町村の導入

効果等を見きわめた上で、今後の方向性を出していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ぜひ、この血液検査は、今やっている、嵐山町でやっている胃がんの検診と違いまして、余りリスクがなくて、血液検査だけでわかるというものでございますので、ぜひ導入をしていただきたいなということと。あと、あわせて、別の方法で尿素呼気試験法があります。診断薬を服用し、服用前後の呼気を集めて、最も精度の高い診断法です。簡単に行える方法で、感染診断前と除菌療法後4週間以降の除菌判定検査に推奨されていますということで、こういう簡単なというか、これすごく精度がいいということ載っておりましたけれども、こちらもあわせて検討をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 ただいまお話にありました尿素呼気試験検査というのは、簡易胃がん検査というふうなことでされている検査の一つなのですけれども、やり方等は、今後、どんな方法がいいか、いろんなことを含めて検討させていただければというふうに思っております。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次、大きな5番目に移らせていただきます。「クールシェア」について。

夏の暑い日、家庭の多くは電気の半分以上をエアコンで消費しています。そこで、1人1台のエアコンをやめて、涼しい場所をみんなでシェアするのが「クールシェア」です。

嵐山町においてはクールオアシスを実施していますが、こちらの事業は、高齢者や子供連れの方など、町民が暑さの厳しい夏の日中、外出した際に、体温の上昇や水分不足により熱中症にかかることのないよう冷房の入った身近な施設を一時的な避難場所として活用してくださいという内容です。

「クールシェア」は、おうちでクールシェア、ご近所でクールシェア、公園でクールシェア、町でクールシェアといったように、図書館などの公共施設のほか、地元のお店などに協力をいただいたり、自然が多くて涼しい場所に行ったり、クールシェアに賛同する企業、団体、個人が地域で気軽に集まって涼むことのできる場所を「クールシェアスポット」として、「クールシェアマップ」を作成し、町民の方に周知するお考えはありますか。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 質問項目5につきましてお答えいたします。

クールシェアは、多摩美術大学の堀内教授らによる「東日本大震災後の状況に対して何ができるか」という趣旨のアイデアがきっかけで始まった取

り組みで、真夏の暑い日、1人1台のエアコンをやめ、涼しい場所に集まって、みんなで暑さを乗り切ることで節電につなげようという考え方です。

新聞、テレビ等でも報じられておりますように、日本一暑いまちで知られる熊谷市がいち早くこの取り組みを進め、役所の庁舎や公民館など計17カ所を開放し、また市内の民間企業等にも働きかけて、クールシェアに関するさまざまな特典を設けるなど、積極的に取り組みを展開しております。

嵐山町も熊谷市と同様に真夏の気温が35度を超す猛暑日が多く、町民の熱中症を予防する観点から、公共施設を積極的に開放して、暑い夏を町民や来町者の皆さんに涼しく過ごしていただくクールオアシスに取り組んでおりますので、節電と熱中症対策とを兼ねて実施していければと考えております。

しかしながら、公共施設に来ていただく際の交通手段によっては、駐車場が不足する可能性も否めず、施設本来の目的に支障を来すおそれもあることから、受け入れ態勢をどのようにすればよいか、また民間企業などの賛同が得られるかなど、事前調査を行う必要性がありますので、今後はクールシェア実施の可能性についての調査を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) これは、熊谷市でやっているのを見まして、嵐山町でもぜひやったらいいかなと思ったのですが、確かに規模は全然、嵐山町と

熊谷市では規模も違いますし、商店の数も違いますが、しかしながら、先ほども言いましたけれども、クールスポットというところが、例えばふれあい交流センターの誰でもが行けるお部屋があるではないですか、フリースペース、ああいうところでちょっと涼んで、お友達と会話しましょうだとか、あとバーベキュー場のああいうところに行くと涼しいから、そういうところに行ってみましょうとか、割と自然の中でも、日中、うんと暑いときに外に出ているのはどうなのかなと思うのですけれども、やはり水辺のところというのは意外と、木が茂っているところだったりすると涼しかったりしますから、そういうところをクールシェアスポットとしてマップを作成し、こういうところに行ったらどうですかという提案などをして、そこで例えばバーベキュー場の駐車場が100円引きになるとか、何かそういうことをして活性化させていくというような考え方をしたらどうなのかなって思ったのです。

とにかく、夏の日中、14時ごろが、エアコンが54%、冷蔵庫が17%、テレビ6%、照明5%、その他14%ということで、資源のエネルギーを使うという推計が資源エネルギー庁の推計で出ております。これを少しでもやめて、一人で使わないでみんなでシェアできたら、1カ所にまとまっていたほうがいいのではないのかなという考え方だと思うのですけれども。

クールシェアの町でクールシェアという中で、地元のお店で、例えばさっきのパパ・ママ応援ショップに参加を、協賛していただいているお店にこれにも協賛していただいて、クールシェアのお店ですよということで、あれは15

歳までの方しかサービスを受けられないのですけれども、例えばクールシェアでお買い物に来たときに、家のエアコンをとめてきて、こちらのお店でお買い物をしたのよということであれば、何かそういう特典をつけるとか、そういうふうにして、真夏の暑いときにお買い物に来てくれるかどうかはあれなのですけれども、そういうふうにして活性化をしていこうよという考え方なのです。

熊谷市は、これに市としては40万円を出して7万部のクールシェアのマップを作成したり、クールシェアのこういうチラシをつくったということを伺っております。ぜひ嵐山町でも、ぜひクールシェアを来年あたり、いい方向で、商工会の方々、観光協会の方々と考えながらやっていくお考えはないか、お伺いしたいと思います、町長に。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先ほど、課長のほうから答弁させていただきました。今後、クールシェア実現の可能性について調査を行ってまいりたいということですので、このような方向で進めていきたいというふうに思っております。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

以上で終わります。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

---

◎散会の宣告

- 長島邦夫議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
どうもご苦労さまでした。

(午後 4時50分)